

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成25年5月15日  
【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤瀬 宏  
【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号  
【事務連絡者氏名】 岩松 覚  
【電話番号】 03-3434-6630  
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 青のライフキャンパス・ファンド（標準型）  
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）  
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額  
青のライフキャンパス・ファンド（標準型）  
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）  
各ファンドにつき1,000億円を上限とします。  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

青のライフキャンバス・ファンド（標準型）

赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

以上を総称して「ライフキャンバス・ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々「青のライフキャンバス・ファンド（標準型）」を「青のライフキャンバス・ファンド」、「赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）」を「赤のライフキャンバス・ファンド」という場合もあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

### （６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

平成25年5月16日から平成26年5月16日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせくだ

さい。

### （ 9 ）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申しいただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

### （ 10 ）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（ 4 ）発行（売）価格」の照会先をご参照ください。

### （ 11 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

### （ 12 ）【その他】

ライフキャンパス・ファンドは各ファンド間でスイッチング（乗換）が可能な場合があります。スイッチングにつきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、取扱いを行わない販売会社もあります。また、確定拠出年金制度に基づくお申込の場合には適用されません。

スイッチングとは、保有しているファンドを換金した受取金額をもって、同時に他のファンドを購入することをいいます。

スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（ 11 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「（ 11 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 <b>追加型投信</b>	国内 海外 <b>内外</b>	株式 債券 不動産投信 その他資産 <b>資産複合</b>

##### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### **内外**

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **資産複合**

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 <b>（投資信託証券（資産複合 （株式・債券）資産配分 固定型））</b> 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	<b>グローバル （日本を含む）</b> 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	<b>ファミリーファンド</b>  ファンド・オブ・ ファンズ	あり  <b>なし</b>

**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産(国内株式・国内債券・外国株式・外国債券)を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル(日本を含む)**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

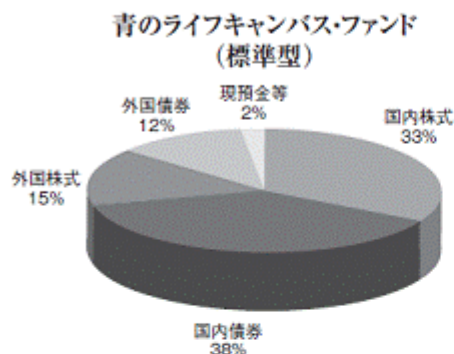
目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## ファンドの特色

**1** ライフキャンパス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。

**2** 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。



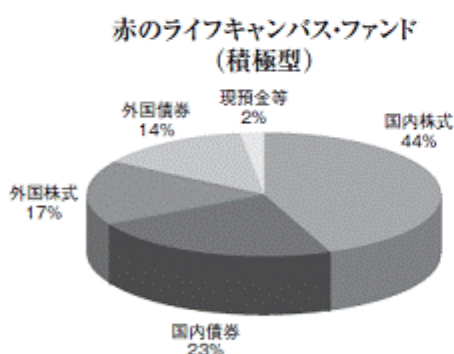
中長期的な成長を目指す

「青のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、内外株式資産や海外資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指す運用を行います。



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めた基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指す運用を行います。

※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

**3** 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### 信託金限度額

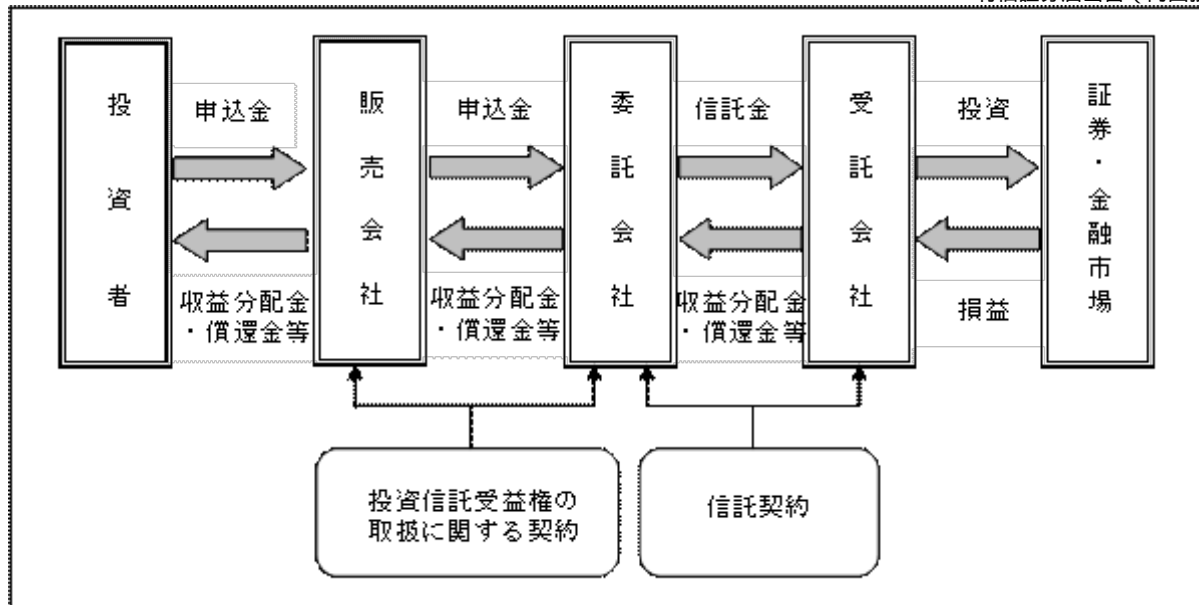
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### (2) 【ファンドの沿革】

平成12年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

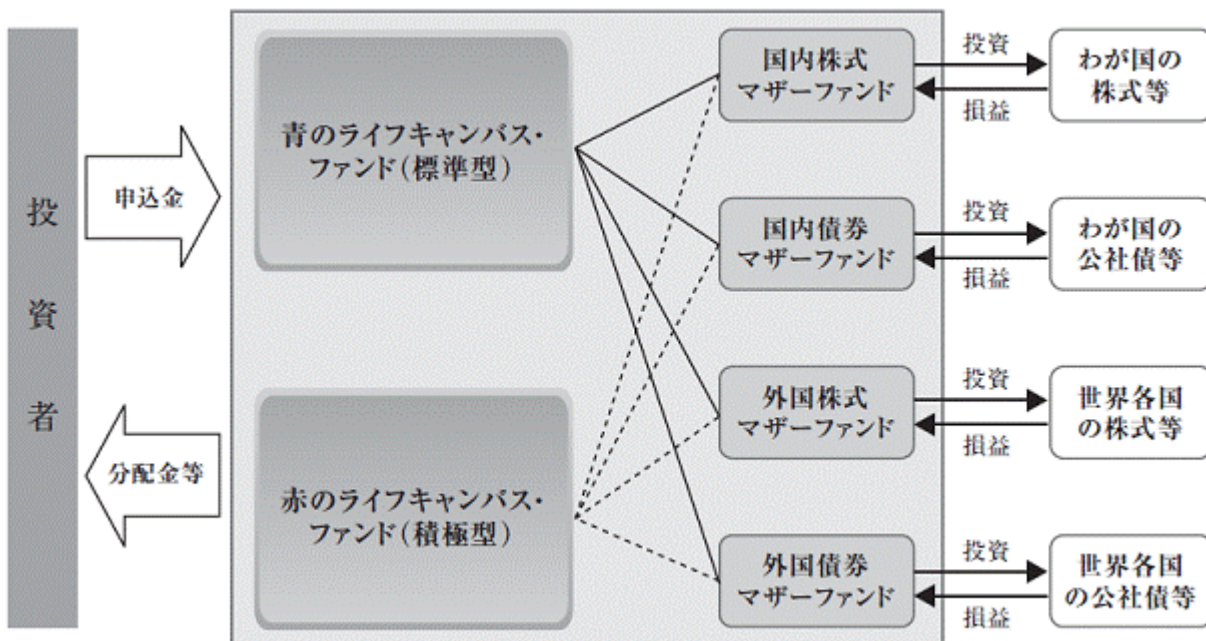
ファンドの仕組み図



### ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



### 委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

#### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

#### b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)信託財産の保管・管理・計算
- (2)委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

### c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1)受益権の募集・販売の取扱い
- (2)受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4)目論見書、運用報告書の交付等

### 委託会社の概況

#### a. 資本金

平成25年2月末日現在 11億円

#### b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立  
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

平成 9年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

平成11年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

平成11年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

平成14年 1月24日 投資顧問業者の登録

平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、  
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、  
投資助言・代理業、投資運用業の登録

#### c. 大株主の状況

平成25年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。



## マザーファンドの概要

ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

### 国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ<sup>※1</sup>により、アクティブ運用を行います。

（ベンチマーク<sup>※2</sup>:TOPIX（東証株価指数））

TOPIX（東証株価指数）とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

### 国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント<sup>※3</sup>により、アクティブ運用を行います。

（ベンチマーク:NOMURA-BPI総合）

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために野村証券株式会社が開発・公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### 外国株式 マザーファンド

MSCI-KOKUSAIインデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

（ベンチマーク:MSCI-KOKUSAIインデックス（除く日本、円ベース））

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

### 外国債券 マザーファンド

シティグループ世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

（ベンチマーク:シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース））

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数をベンチマークとします。

※1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、ファンドおよびマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。

※3 デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がりの利益獲得を目指す運用手法です。

## 投資態度

## ● 基本ポートフォリオ

ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

### 青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

### 赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

※基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額と、信託財産に属する各資産の合計額を信託財産の純資産総額で除したものです。

- 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## (2) 【投資対象】

国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証

券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国内株式マザーファンド
2. 国内債券マザーファンド
3. 外国株式マザーファンド
4. 外国債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証券
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

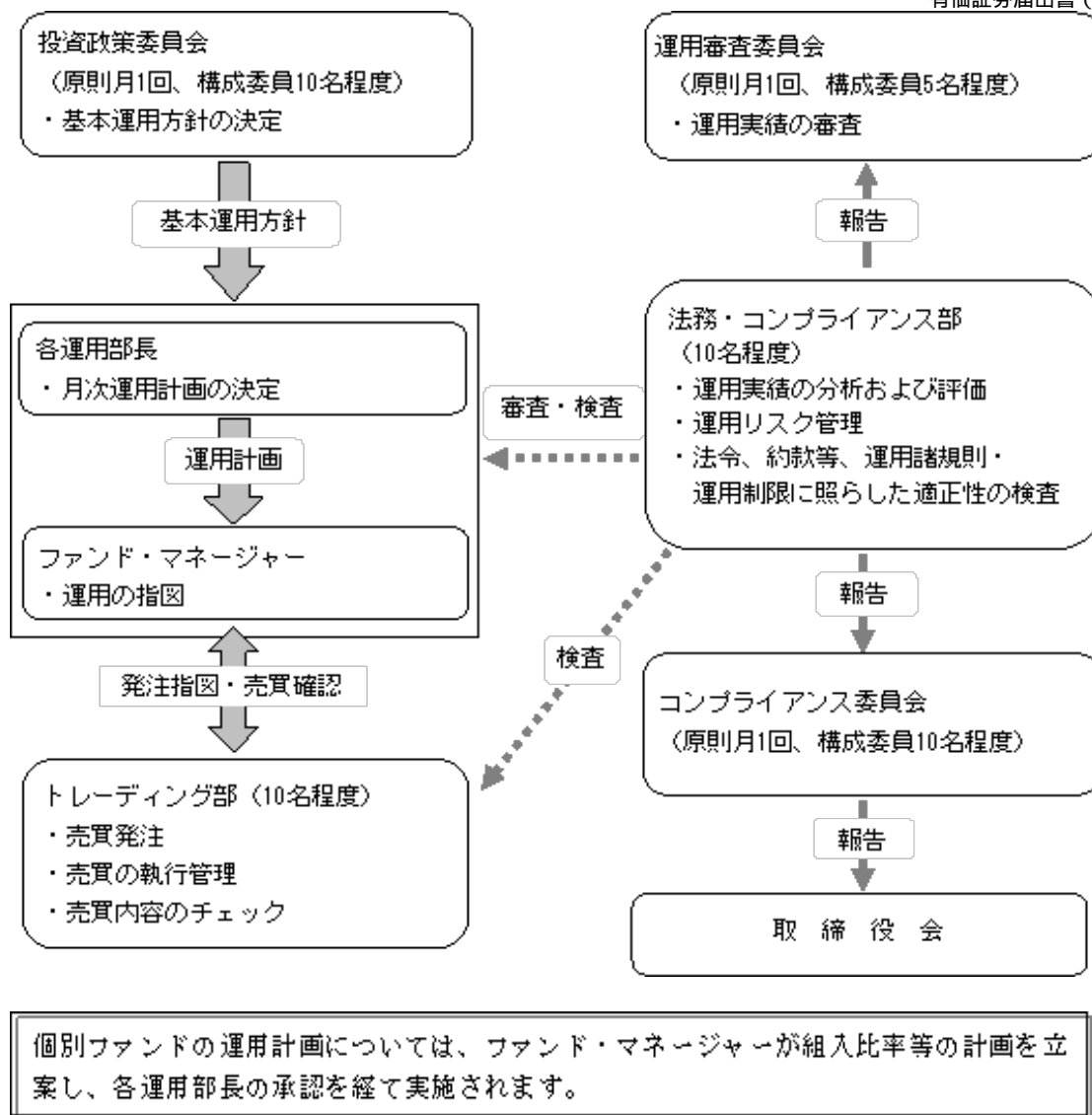
なお、第5号の証券または証書、第17号および第22号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第11号までの証券および第17号および第22号の証券または証書のうち第6号から第11号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## （５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

### 「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

### 「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

### 「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。な

お、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。
- j . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- (4) 前項(1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- p . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- q . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。
- 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限
- a . 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

## （参考）マザーファンドの概要

### 国内株式マザーファンド

#### （1）投資方針

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析を加味して決定します。

セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### （2）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

#### （3）投資制限

- a . 株式への投資割合には制限を設けません。
- b . 外貨建資産への投資は行いません。
- c . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えるこ

ととなる投資の指図をしません。

- e . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3 . 有償増資により取得する株券
  - 4 . 売出しにより取得する株券
  - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。  
(2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。  
(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
(2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内  
(3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。  
(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 国内債券マザーファンド

### (1) 投資方針



NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

投資対象は、原則としてA格相当（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得したもの）以上の信用格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合があります。

主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## （２）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

## （３）投資制限

- a. 株式への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。  
(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。  
(4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。  
(5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社が必要と認めるときあるいは受入れが必要と委託会社が認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。  
(2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。  
(4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。  
(5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- (6) f に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 外国株式マザーファンド

### (1) 投資方針

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。

業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。

銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーションなどを考慮して決定します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## (2) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

## (3) 投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。  
(2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとします。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
(2) 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
(3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。  
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- j. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。  
(2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超

- えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし、
  - (4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
  - (5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは担保の受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、
  - (6) jに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、
- l . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- m . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとし、
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とし、
- 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとし、

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 外国債券マザーファンド

### (1) 投資方針

シティグループ世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (2) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

### (3) 投資制限

a . 外貨建資産への投資には制限を設けません。

b . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

e . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (7) eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (8) eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- k . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制

約されることがあります。

- l . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1 . 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

##### 株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

#### (2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

せん。

#### 分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### （３）リスクの管理体制

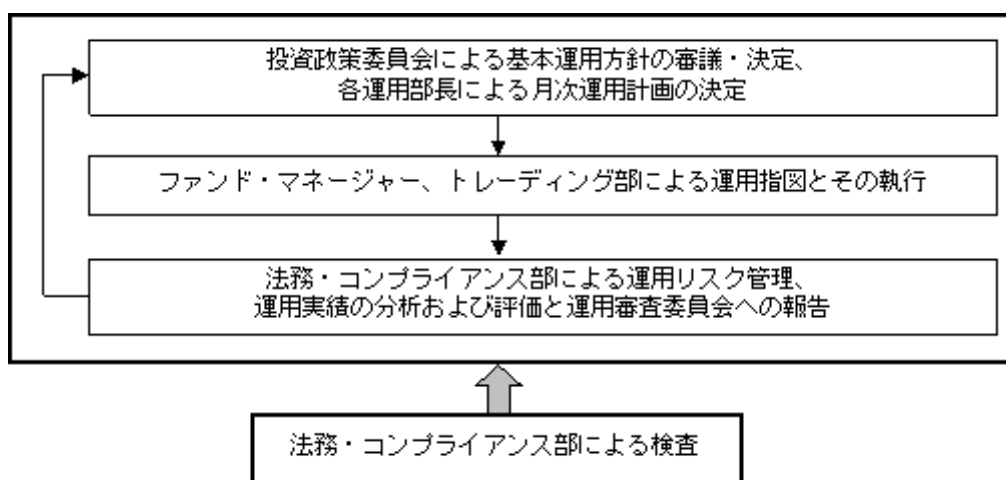
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。また、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】



**（１）【申込手数料】**

2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

**（２）【換金（解約）手数料】**

ありません。

**（３）【信託報酬等】**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社 年0.546%（税抜0.52%）

販売会社 年0.63%（税抜0.60%）

受託会社 年0.084%（税抜0.08%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

**（４）【その他の手数料等】**

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0084%（税抜0.008%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

**（５）【課税上の取扱い】**

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

#### 個別元本について

投資者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該投資者の個別元本にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われません。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

#### （1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	998	97.38
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	27	2.62
合計（純資産総額）	-	1,025	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成25年2月28日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザー ファンド	647,758,024	0.5331 345,319,803	0.5482 355,100,948	34.65
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザー ファンド	270,524,806	1.2753 345,000,285	1.2840 347,353,850	33.89
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式マザー ファンド	165,921,222	1.0661 176,888,615	1.0535 174,798,007	17.06
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザー ファンド	57,534,145	2.1202 121,983,894	2.0980 120,706,636	11.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

##### b．投資有価証券の種類別比率

（平成25年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.38
合計	97.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （3）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成25年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第4期 計算期間 (平成16年2月16日現在)	3,230	3,230	0.7971	0.7971
第5期 計算期間 (平成17年2月15日現在)	3,409	3,409	0.8406	0.8406
第6期 計算期間 (平成18年2月15日現在)	4,040	4,040	0.9907	0.9907
第7期 計算期間 (平成19年2月15日現在)	4,108	4,341	1.0052	1.0622
第8期 計算期間 (平成20年2月15日現在)	3,882	3,882	0.9042	0.9042
第9期 計算期間 (平成21年2月16日現在)	3,052	3,052	0.7098	0.7098
第10期 計算期間 (平成22年2月15日現在)	3,406	3,406	0.7905	0.7905
第11期 計算期間 (平成23年2月15日現在)	3,545	3,545	0.8194	0.8194
第12期 計算期間 (平成24年2月15日現在)	3,370	3,370	0.7732	0.7732
平成24年2月末日	3,464	-	0.7952	-
平成24年3月末日	3,511	-	0.8063	-
平成24年4月末日	3,430	-	0.7880	-
平成24年5月末日	3,229	-	0.7418	-
平成24年6月末日	3,298	-	0.7584	-
平成24年7月末日	3,272	-	0.7524	-
平成24年8月末日	3,278	-	0.7536	-
平成24年9月末日	3,311	-	0.7611	-
平成24年10月末日	3,330	-	0.7651	-
平成24年11月末日	3,428	-	0.7880	-
平成24年12月末日	956	-	0.8242	-
平成25年1月末日	1,010	-	0.8711	-
第13期 計算期間 (平成25年2月15日現在)	1,016	1,016	0.8771	0.8771
平成25年2月末日	1,025	-	0.8844	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第4期 計算期間(平成16年2月16日)	0.0000
第5期 計算期間(平成17年2月15日)	0.0000
第6期 計算期間(平成18年2月15日)	0.0000
第7期 計算期間(平成19年2月15日)	0.0570
第8期 計算期間(平成20年2月15日)	0.0000
第9期 計算期間(平成21年2月16日)	0.0000
第10期 計算期間(平成22年2月15日)	0.0000
第11期 計算期間(平成23年2月15日)	0.0000
第12期 計算期間(平成24年2月15日)	0.0000
第13期 計算期間(平成25年2月15日)	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第4期 計算期間（平成15年2月18日～平成16年2月16日）	6.88
第5期 計算期間（平成16年2月17日～平成17年2月15日）	5.46
第6期 計算期間（平成17年2月16日～平成18年2月15日）	17.86
第7期 計算期間（平成18年2月16日～平成19年2月15日）	7.22
第8期 計算期間（平成19年2月16日～平成20年2月15日）	10.05
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	21.50
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	11.37
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	3.66
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	5.64
第13期 計算期間（平成24年2月16日～平成25年2月15日）	13.44

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## 【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

### （１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	913	97.37
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	24	2.63
合計（純資産総額）	-	937	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。  
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

### （２）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成25年2月28日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザー ファンド	782,825,820	0.5331 417,324,444	0.5482 429,145,114	45.79
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザー ファンド	146,163,764	1.2753 186,402,648	1.2840 187,674,272	20.02
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式マザー ファンド	169,320,715	1.0661 180,512,814	1.0535 178,379,373	19.03
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザー ファンド	55,925,007	2.1202 118,572,199	2.0980 117,330,664	12.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成25年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.37

合計	97.37
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第4期 計算期間 （平成16年2月16日現在）	2,957	2,957	0.7328	0.7328
第5期 計算期間 （平成17年2月15日現在）	3,169	3,169	0.7854	0.7854
第6期 計算期間 （平成18年2月15日現在）	3,939	3,939	0.9680	0.9680
第7期 計算期間 （平成19年2月15日現在）	4,104	4,296	1.0072	1.0542
第8期 計算期間 （平成20年2月15日現在）	3,714	3,714	0.8721	0.8721
第9期 計算期間 （平成21年2月16日現在）	2,683	2,683	0.6280	0.6280
第10期 計算期間 （平成22年2月15日現在）	3,075	3,075	0.7176	0.7176
第11期 計算期間 （平成23年2月15日現在）	3,226	3,226	0.7502	0.7502
第12期 計算期間 （平成24年2月15日現在）	2,984	2,984	0.6931	0.6931
平成24年2月末日	3,086	-	0.7172	-
平成24年3月末日	3,143	-	0.7299	-
平成24年4月末日	3,049	-	0.7082	-
平成24年5月末日	2,826	-	0.6564	-
平成24年6月末日	2,906	-	0.6756	-
平成24年7月末日	2,869	-	0.6672	-
平成24年8月末日	2,875	-	0.6683	-
平成24年9月末日	2,909	-	0.6762	-
平成24年10月末日	2,929	-	0.6807	-
平成24年11月末日	3,040	-	0.7062	-
平成24年12月末日	862	-	0.7480	-
平成25年1月末日	923	-	0.8001	-
第13期 計算期間 （平成25年2月15日現在）	929	929	0.8062	0.8062
平成25年2月末日	937	-	0.8143	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第4期 計算期間（平成16年2月16日）	0.0000
第5期 計算期間（平成17年2月15日）	0.0000
第6期 計算期間（平成18年2月15日）	0.0000
第7期 計算期間（平成19年2月15日）	0.0470
第8期 計算期間（平成20年2月15日）	0.0000
第9期 計算期間（平成21年2月16日）	0.0000
第10期 計算期間（平成22年2月15日）	0.0000
第11期 計算期間（平成23年2月15日）	0.0000
第12期 計算期間（平成24年2月15日）	0.0000
第13期 計算期間（平成25年2月15日）	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第4期 計算期間（平成15年2月18日～平成16年2月16日）	9.06
第5期 計算期間（平成16年2月17日～平成17年2月15日）	7.18
第6期 計算期間（平成17年2月16日～平成18年2月15日）	23.25
第7期 計算期間（平成18年2月16日～平成19年2月15日）	8.90
第8期 計算期間（平成19年2月16日～平成20年2月15日）	13.41
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	27.99
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	14.27
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	4.54
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	7.61
第13期 計算期間（平成24年2月16日～平成25年2月15日）	16.32

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （参考）マザーファンドの状況

## 国内株式マザーファンド

## （1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	8,231	98.22
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	149	1.78
合計（純資産総額）	-	8,380	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。  
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成25年2月28日現在）

国名	種類	業種	銘柄名	数量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
----	----	----	-----	-----------	--------------------	--------------------	-----------------

1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	84,300	4,725 398,317,500	4,765 401,689,500	4.79
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	619,800	508 314,858,400	513 317,957,400	3.79
3	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	65,600	3,640 238,784,000	3,710 243,376,000	2.90
4	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	68,200	3,455 235,631,000	3,455 235,631,000	2.81
5	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	1,037,500	196 203,350,000	204 211,650,000	2.53
6	日本	株式	電気機器	村田製作所	32,900	5,860 192,794,000	5,970 196,413,000	2.34
7	日本	株式	電気機器	キヤノン	58,200	3,265 190,023,000	3,365 195,843,000	2.34
8	日本	株式	食料品	日本たばこ産業	62,100	2,900 180,090,000	2,925 181,642,500	2.17
9	日本	株式	機械	小松製作所	67,600	2,398 162,104,800	2,338 158,048,800	1.89
10	日本	株式	不動産業	三菱地所	63,000	2,046 128,898,000	2,310 145,530,000	1.74
11	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	28,800	4,910 141,408,000	5,010 144,288,000	1.72
12	日本	株式	電気機器	リコー	144,000	958 137,952,000	994 143,136,000	1.71
13	日本	株式	卸売業	三井物産	98,400	1,371 134,906,400	1,374 135,201,600	1.61
14	日本	株式	電気機器	キーエンス	5,100	26,200 133,620,000	26,110 133,161,000	1.59
15	日本	株式	食料品	不二製油	97,400	1,301 126,717,400	1,350 131,490,000	1.57
16	日本	株式	電気機器	ファナック	9,100	14,840 135,044,000	14,310 130,221,000	1.55
17	日本	株式	金属製品	リンナイ	18,800	6,500 122,200,000	6,650 125,020,000	1.49
18	日本	株式	卸売業	三菱商事	67,600	1,900 128,440,000	1,839 124,316,400	1.48
19	日本	株式	輸送用機器	デンソー	30,700	3,580 109,906,000	3,890 119,423,000	1.43
20	日本	株式	化学	エア・ウォーター	95,000	1,202 114,190,000	1,256 119,320,000	1.42
21	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	24,600	4,660 114,636,000	4,795 117,957,000	1.41
22	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	16,700	6,520 108,884,000	6,840 114,228,000	1.36
23	日本	株式	鉄鋼	新日鐵住金	449,000	252 113,148,000	251 112,699,000	1.34
24	日本	株式	情報・通信業	S C S K	62,300	1,578 98,309,400	1,793 111,703,900	1.33
25	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	41,500	2,677 111,095,500	2,618 108,647,000	1.30
26	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	25,500	4,115 104,932,500	4,250 108,375,000	1.29



27	日本	株式	サービス業	カカクコム	29,200	3,510 102,492,000	3,600 105,120,000	1.25
28	日本	株式	機械	ダイフク	147,500	620 91,450,000	678 100,005,000	1.19
29	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンク	29,000	3,425 99,325,000	3,435 99,615,000	1.19
30	日本	株式	陸運業	山九	232,000	374 86,768,000	428 99,296,000	1.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成25年2月28日現在）

種類	業種	投資比率（%）
株式	電気機器	13.43
株式	輸送用機器	12.03
株式	銀行業	11.03
株式	機械	7.05
株式	情報・通信業	5.85
株式	化学	5.39
株式	小売業	4.66
株式	食料品	4.44
株式	卸売業	4.31
株式	医薬品	3.93
株式	不動産業	2.89
株式	陸運業	2.55
株式	金属製品	2.45
株式	その他製品	2.26
株式	サービス業	1.74
株式	鉄鋼	1.74
株式	非鉄金属	1.63
株式	精密機器	1.62
株式	建設業	1.50
株式	証券、商品先物取引業	1.45
株式	保険業	1.30
株式	その他金融業	1.05
株式	ゴム製品	1.02
株式	海運業	1.02
株式	電気・ガス業	0.86
株式	ガラス・土石製品	0.55
株式	鉱業	0.50
合計		98.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 国内債券マザーファンド

### (1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成25年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	11,487	77.81
社債券	日本	1,415	9.58
特殊債券	日本	1,370	9.28
地方債証券	日本	370	2.51
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	121	0.82
合計(純資産総額)	-	14,763	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(平成25年2月28日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債証券	第284回利付国債(10年)	1,873,000,000	106.14 1,988,113,800	106.11 1,987,477,760	13.46	1.70	H28.12.20
2	日本	国債証券	第318回利付国債(10年)	1,142,000,000	103.32 1,179,973,300	104.01 1,187,828,460	8.05	1.00	H33.9.20
3	日本	国債証券	第100回利付国債(5年)	920,000,000	100.77 927,157,600	100.77 927,157,600	6.28	0.30	H28.9.20
4	日本	国債証券	第303回利付国債(10年)	706,000,000	106.92 754,918,740	107.37 758,060,440	5.13	1.40	H31.9.20
5	日本	国債証券	第322回利付国債(10年)	700,000,000	102.05 714,385,000	102.83 719,866,000	4.88	0.90	H34.3.20
6	日本	国債証券	第287回利付国債(10年)	622,000,000	107.69 669,835,250	107.72 670,030,840	4.54	1.90	H29.6.20
7	日本	国債証券	第99回利付国債(20年)	544,000,000	110.77 602,610,560	112.65 612,837,760	4.15	2.10	H39.12.20
8	日本	国債証券	第79回利付国債(5年)	547,000,000	100.52 549,846,000	100.50 549,762,350	3.72	0.70	H25.12.20
9	日本	国債証券	第114回利付国債(20年)	412,000,000	108.50 447,024,120	110.64 455,869,760	3.09	2.10	H41.12.20
10	日本	国債証券	第325回利付国債(10年)	408,000,000	100.67 410,741,760	101.48 414,058,800	2.80	0.80	H34.9.20
11	日本	国債証券	第138回利付国債(20年)	413,000,000	96.45 398,371,540	98.30 406,012,040	2.75	1.50	H44.6.20
12	日本	国債証券	第120回利付国債(20年)	364,000,000	100.47 365,736,280	102.42 372,837,920	2.53	1.60	H42.6.20
13	日本	国債証券	第116回利付国債(20年)	333,000,000	109.74 365,437,530	111.93 372,733,560	2.52	2.20	H42.3.20
14	日本	国債証券	第300回利付国債(10年)	304,000,000	107.45 326,652,230	107.79 327,696,800	2.22	1.50	H31.3.20
15	日本	国債証券	第130回利付国債(20年)	298,000,000	102.13 304,356,340	104.05 310,071,980	2.10	1.80	H43.9.20

16	日本	国債証券	第315回利付国債(10年)	241,000,000	105.09 253,276,540	105.74 254,843,040	1.73	1.20	H33.6.20
17	日本	国債証券	第32回利付国債(30年)	223,000,000	108.80 242,635,150	111.21 248,016,140	1.68	2.30	H52.3.20
18	日本	特殊債券	第2回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	102.51 205,022,000	102.46 204,926,000	1.39	1.60	H26.12.19
19	日本	社債券	第3回テルモ株式会社無担保社債	200,000,000	100.20 200,410,000	100.21 200,426,000	1.36	0.35	H27.3.2
20	日本	国債証券	第291回利付国債(10年)	187,000,000	105.82 197,884,300	105.94 198,111,540	1.34	1.30	H30.3.20
21	日本	特殊債券	第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	197,538,000	99.24 196,040,661	100.25 198,039,746	1.34	1.15	H59.10.10
22	日本	国債証券	第110回利付国債(20年)	174,000,000	111.43 193,893,420	111.43 193,893,420	1.31	2.10	H41.3.20
23	日本	特殊債券	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	184,842,000	103.64 191,573,945	104.40 192,986,138	1.31	1.67	H58.7.10
24	日本	国債証券	第3回利付国債(40年)	172,000,000	104.03 178,941,920	107.33 184,623,080	1.25	2.20	H62.3.20
25	日本	特殊債券	第3回貸付債権担保住宅金融公庫債券	170,968,000	105.49 180,357,562	105.62 180,581,530	1.22	1.85	H48.9.10
26	日本	国債証券	第30回利付国債(30年)	122,000,000	108.97 132,943,400	111.33 135,826,260	0.92	2.30	H51.3.20
27	日本	地方債証券	平成15年度第4回神戸市公募公債	134,700,000	100.35 135,179,730	100.35 135,179,730	0.92	0.90	H25.8.28
28	日本	地方債証券	平成17年度第3回大阪市公募公債	125,000,000	102.84 128,550,000	102.80 128,500,000	0.87	1.30	H27.7.28
29	日本	社債券	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	105.97 105,978,000	107.01 107,016,000	0.72	2.11	H36.12.20
30	日本	地方債証券	平成18年度第11回大阪市公募公債	100,000,000	106.18 106,188,000	106.15 106,151,000	0.72	1.80	H28.12.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別比率

(平成25年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	77.81
地方債証券	2.51
特殊債券	9.28
社債券	9.58
合計	99.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 外国株式マザーファンド

##### (1) 投資状況

## 親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,383	53.64
	イギリス	640	10.15
	スイス	343	5.43
	カナダ	336	5.33
	フランス	284	4.50
	ドイツ	279	4.42
	オーストラリア	222	3.52
	香港	147	2.33
	スウェーデン	104	1.65
	オランダ	92	1.47
	スペイン	55	0.87
	シンガポール	53	0.84
	キュラソー	39	0.62
	ベルギー	39	0.62
	ノルウェー	34	0.54
	デンマーク	19	0.31
	フィンランド	15	0.24
	アイルランド	14	0.22
	ジャージー	11	0.18
	バミューダ諸島	7	0.10
ポルトガル	4	0.06	
小計		6,120	97.05
投資証券	アメリカ	96	1.52
	オーストラリア	9	0.15
	小計	105	1.67
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	82	1.28
合計（純資産総額）	-	6,307	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## a．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成25年2月28日現在）

	国名	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	14,794	88.52 121,147,847	89.53 122,530,125	1.94
2	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	APPLE INC	2,631	466.59 113,565,117	444.57 108,205,586	1.72
3	アメリカ	株式	USドル	資本財	GENERAL ELECTRIC CO	37,408	23.41 81,012,975	23.37 80,874,551	1.28

4	スイス	株式	スイスフラン	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REG	11,875	63.00 74,535,693	64.40 76,192,042	1.21
5	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	CHEVRON CORP	7,044	115.71 75,401,315	116.65 76,013,857	1.21
6	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	INTL BUSINESS MACHINES CORP	3,955	199.65 73,047,353	202.33 74,027,903	1.17
7	アメリカ	株式	USドル	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO/THE	10,082	76.78 71,611,617	76.75 71,583,636	1.14
8	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	9,934	75.81 69,668,960	76.32 70,137,648	1.11
9	アメリカ	株式	USドル	各種金融	JPMORGAN CHASE & CO	14,745	49.22 67,139,030	49.28 67,220,874	1.07
10	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	PFIZER INC	26,427	27.06 66,155,253	27.41 67,010,920	1.06
11	アメリカ	株式	USドル	電気通信サービス	AT&T INC	19,899	35.29 64,963,825	35.85 65,994,705	1.05
12	アメリカ	株式	USドル	銀行	WELLS FARGO & CO	20,087	35.21 65,428,925	35.13 65,280,265	1.04
13	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	GOOGLE INC-CL A	878	787.82 63,989,718	799.78 64,961,154	1.03
14	スイス	株式	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	2,995	205.30 61,259,846	211.90 63,229,233	1.00
15	イギリス	株式	イギリスポンド	銀行	HSBC HOLDINGS PLC	59,959	7.24 60,951,892	7.25 61,019,225	0.97
16	スイス	株式	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	NOVARTIS AG-REG	9,627	63.20 60,617,522	62.45 59,898,168	0.95
17	イギリス	株式	イギリスポンド	エネルギー	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	18,439	21.71 56,191,611	22.09 57,188,099	0.91
18	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	22,072	28.04 57,254,335	27.81 56,784,702	0.90
19	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	ORACLE CORP	17,111	34.90 55,244,557	34.68 54,896,310	0.87
20	オーストラリア	株式	オーストラリアドル	素材	BHP BILLITON LTD	15,471	38.89 57,074,149	36.69 53,845,475	0.85
21	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	CISCO SYSTEMS INC	25,460	21.00 49,461,396	20.89 49,202,313	0.78
22	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	MERCK & CO. INC.	11,815	41.19 45,020,902	42.97 46,966,452	0.74
23	アメリカ	株式	USドル	小売	HOME DEPOT INC	7,203	67.34 44,871,977	68.06 45,351,749	0.72
24	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・タバコ	COCA-COLA CO/THE	12,504	36.84 42,614,487	38.45 44,476,846	0.71
25	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・タバコ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	5,224	90.01 43,499,334	91.43 44,185,580	0.70

26	フランス	株式	ユーロ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	SANOFI	5,057	72.03 44,311,707	71.42 43,936,444	0.70
27	アメリカ	株式	USドル	各種金融	BANK OF AMERICA CORP	42,000	12.13 47,130,144	11.30 43,905,246	0.70
28	アメリカ	株式	USドル	各種金融	CITIGROUP INC	11,200	44.32 45,920,483	42.16 43,682,481	0.69
29	アメリカ	株式	USドル	電気通信サービス	VERIZON COMMUNICATIONS INC	10,145	44.33 41,604,323	46.35 43,500,121	0.69
30	ドイツ	株式	ユーロ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	BAYER AG	4,701	69.64 39,825,489	73.86 42,238,809	0.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成25年2月28日現在）

種類	業種	投資比率（%）
株式	エネルギー	10.43
株式	銀行	9.67
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.48
株式	食品・飲料・タバコ	7.27
株式	素材	6.65
株式	資本財	6.40
株式	ソフトウェア・サービス	5.45
株式	各種金融	4.88
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.70
株式	小売	4.04
株式	電気通信サービス	3.83
株式	公益事業	3.13
株式	家庭用品・パーソナル用品	2.72
株式	食品・生活必需品小売り	2.70
株式	耐久消費財・アパレル	2.61
株式	メディア	2.57
株式	保険	2.38
株式	自動車・自動車部品	1.88
株式	ヘルスケア機器・サービス	1.52
株式	運輸	1.38
株式	不動産	1.29
株式	消費者サービス	1.19
株式	半導体・半導体製造装置	0.47
株式	商業・専門サービス	0.40
	小計	97.05
投資証券	不動産	1.67
	合計	98.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 外国債券マザーファンド

### (1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成25年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,134	39.23
	フランス	296	10.24
	イタリア	246	8.52
	ドイツ	224	7.76
	イギリス	191	6.62
	ベルギー	169	5.84
	カナダ	130	4.49
	オランダ	100	3.47
	スペイン	96	3.33
	シンガポール	41	1.41
	ポーランド	35	1.22
	スウェーデン	31	1.09
	ノルウェー	25	0.88
	メキシコ	25	0.86
	オーストラリア	21	0.71
	南アフリカ	13	0.44
	小計	2,778	96.09
コール・ローン、その他の資産 (負債差引後)	日本	113	3.91
合計(純資産総額)	-	2,891	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(平成25年2月28日現在)

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	102.72 171,051,712	102.85 171,272,868	5.92	1.38	H27.11.30
2	ベルギー	ユーロ	国債証券	BELGIAN 0315	1,200,000	114.82 167,614,236	115.56 168,694,488	5.84	4.00	H31.3.28
3	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	110.16 142,677,883	110.40 142,991,550	4.95	3.13	H29.4.30
4	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	107.97 129,855,853	108.72 130,757,825	4.52	2.63	H32.11.15

5	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	600,000	156.34 114,116,215	157.30 114,813,270	3.97	8.50	H35.4.25
6	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	103.28 114,658,917	103.21 114,580,861	3.96	2.38	H26.8.31
7	オランダ	ユーロ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	700,000	116.74 99,414,204	117.72 100,244,466	3.47	4.00	H31.7.15
8	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	600,000	116.24 84,847,225	117.15 85,507,785	2.96	4.00	H30.1.4
9	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	TREASURY	400,000	147.37 82,745,307	149.24 83,795,275	2.90	8.00	H33.6.7
10	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	600,000	113.02 82,493,298	108.86 79,456,914	2.75	6.00	H43.5.1
11	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	600,000	136.94 76,009,916	138.35 76,793,417	2.66	5.50	H40.8.15
12	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	700,000	115.28 74,657,737	116.08 75,173,770	2.60	3.63	H32.2.15
13	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	500,000	154.64 69,938,201	156.33 70,702,956	2.45	8.00	H35.6.1
14	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	500,000	115.43 70,210,297	115.82 70,447,515	2.44	5.00	H28.10.25
15	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	700,000	99.65 64,534,397	100.24 64,913,832	2.25	1.13	H31.5.31
16	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	700,000	99.87 64,673,523	99.94 64,724,115	2.24	0.25	H27.5.15
17	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	500,000	104.22 63,391,815	102.84 62,552,430	2.16	3.75	H28.4.15
18	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	600,000	112.14 62,246,942	112.16 62,257,784	2.15	4.50	H28.2.15
19	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	600,000	98.96 54,933,594	99.76 55,375,907	1.92	1.75	H34.5.15
20	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	400,000	107.10 52,117,293	107.97 52,538,202	1.82	3.00	H34.4.25
21	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	400,000	107.20 52,165,953	107.40 52,263,273	1.81	3.25	H27.7.4
22	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	500,000	108.50 50,190,288	108.47 50,175,833	1.74	4.13	H27.5.15
23	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	TREASURY	300,000	115.53 48,650,838	118.63 49,956,279	1.73	4.25	H48.3.7
24	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	500,000	108.54 49,089,928	108.93 49,264,044	1.70	4.00	H28.6.1
25	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	400,000	100.40 48,857,073	99.87 48,599,175	1.68	3.25	H28.4.30
26	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	400,000	129.36 47,871,034	130.72 48,374,057	1.67	4.63	H52.2.15
27	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	400,000	99.69 48,509,154	97.01 47,205,066	1.63	3.75	H33.3.1
28	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	400,000	121.77 45,061,042	121.75 45,055,260	1.56	7.25	H28.5.15
29	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	300,000	117.08 42,728,346	116.97 42,688,201	1.48	4.25	H31.4.25
30	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	TREASURY	200,000	140.97 39,575,917	144.17 40,474,285	1.40	6.00	H40.12.7

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別比率

(平成25年2月28日現在)



種類	投資比率(%)
国債証券	96.09
合計	96.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

**(4) 【設定及び解約の実績】****青のライフキャンパス・ファンド(標準型)**

	設定口数	解約口数
第4期 計算期間(平成15年2月18日 ~ 平成16年2月16日)	7,901,145	1,012,407
第5期 計算期間(平成16年2月17日 ~ 平成17年2月15日)	9,421,199	7,120,470
第6期 計算期間(平成17年2月16日 ~ 平成18年2月15日)	42,480,766	19,841,194
第7期 計算期間(平成18年2月16日 ~ 平成19年2月15日)	17,645,665	8,362,857
第8期 計算期間(平成19年2月16日 ~ 平成20年2月15日)	235,110,131	28,522,546
第9期 計算期間(平成20年2月16日 ~ 平成21年2月16日)	18,342,942	11,602,226
第10期 計算期間(平成21年2月17日 ~ 平成22年2月15日)	16,667,845	8,851,421
第11期 計算期間(平成22年2月16日 ~ 平成23年2月15日)	24,283,512	5,556,928
第12期 計算期間(平成23年2月16日 ~ 平成24年2月15日)	40,602,931	8,991,049
第13期 計算期間(平成24年2月16日 ~ 平成25年2月15日)	12,552,738	3,212,469,518

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)**

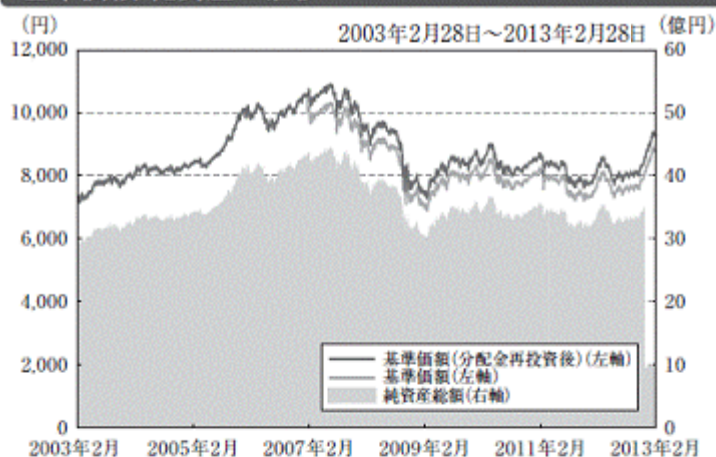
	設定口数	解約口数
第4期 計算期間(平成15年2月18日 ~ 平成16年2月16日)	10,021,726	6,303,069
第5期 計算期間(平成16年2月17日 ~ 平成17年2月15日)	10,862,703	10,915,540
第6期 計算期間(平成17年2月16日 ~ 平成18年2月15日)	40,500,643	6,128,985
第7期 計算期間(平成18年2月16日 ~ 平成19年2月15日)	11,636,221	6,205,074
第8期 計算期間(平成19年2月16日 ~ 平成20年2月15日)	196,820,096	12,523,646
第9期 計算期間(平成20年2月16日 ~ 平成21年2月16日)	17,301,816	3,577,091
第10期 計算期間(平成21年2月17日 ~ 平成22年2月15日)	17,129,918	3,833,314
第11期 計算期間(平成22年2月16日 ~ 平成23年2月15日)	25,255,546	10,378,960
第12期 計算期間(平成23年2月16日 ~ 平成24年2月15日)	14,830,454	9,924,127
第13期 計算期間(平成24年2月16日 ~ 平成25年2月15日)	19,621,585	3,173,494,977

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**(参考) 運用実績****青のライフキャンパス・ファンド(標準型)**

2013年2月28日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
※基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年2月	0円
2012年2月	0円
2011年2月	0円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
設定来累計	570円

## 主要な資産の状況

## ●組入上位銘柄

国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 85)	業種	比率	
	トヨタ自動車	輸送用機器	1.7%	
	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	1.3%	
	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.0%	
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 50)	償還年月日	比率	
	284 10年国債	2016/12/20	4.6%	
	318 10年国債	2021/9/20	2.7%	
	100 5年国債	2016/9/20	2.1%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 300 投資信託証券 7)	国	業種	比率
	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	0.3%
	APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・ハードウェア	0.3%
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 56)	国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 1.375	アメリカ	2015/11/30	0.7%
	BELGIAN 0315 4.0	ベルギー	2019/3/28	0.7%

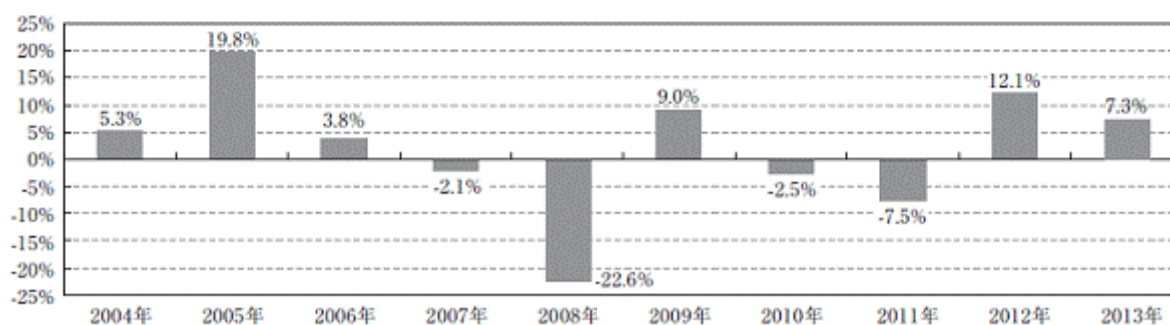
※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

## ●投資比率

国内株式	34.0%
国内債券	33.6%
外国株式	16.8%
外国債券	11.3%
コールローン、その他	4.2%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。  
※外国株式には、投資信託証券を含みます。  
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



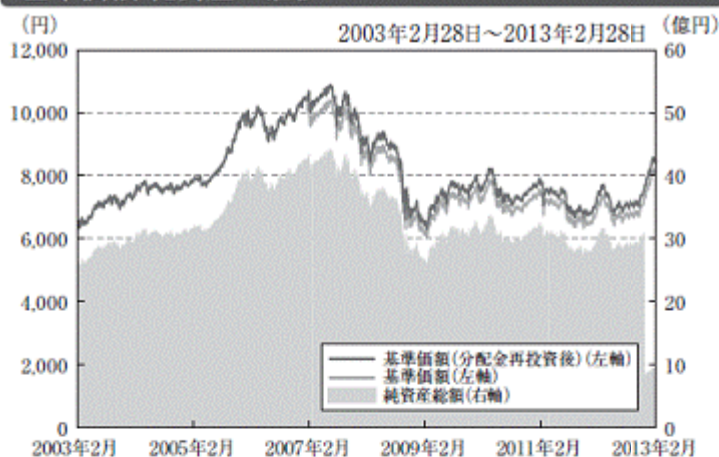
※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
※2013年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

2013年2月28日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。

※基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年2月	0円
2012年2月	0円
2011年2月	0円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
設定来累計	470円

## 主要な資産の状況

## ●組入上位銘柄

国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 85)	業種	比率	
	トヨタ自動車	輸送用機器	2.2%	
	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	1.7%	
	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.3%	
	本田技研工業	輸送用機器	1.3%	
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 50)	償還年月日	比率	
	284 10年国債	2016/12/20	2.7%	
	318 10年国債	2021/9/20	1.6%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 300 投資信託証券 7)	国	業種	比率
	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	0.4%
	APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・ハードウェア	0.3%
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 56)	国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 1.375	アメリカ	2015/11/30	0.7%
	BELGIAN 0315 4.0	ベルギー	2019/3/28	0.7%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

## ●投資比率

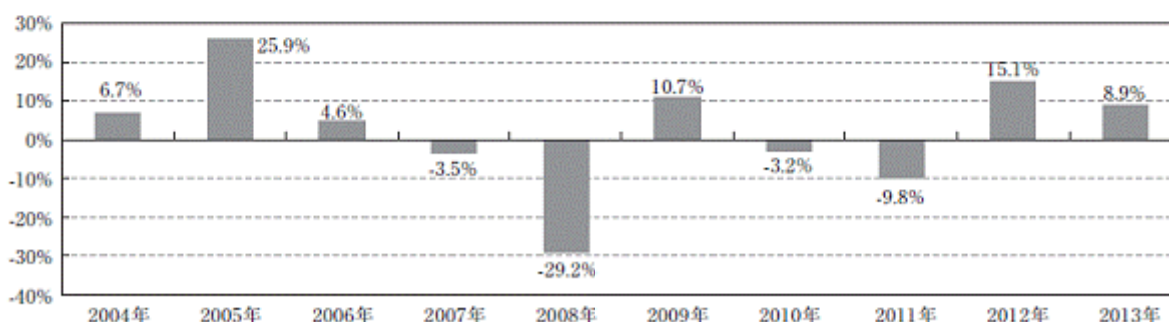
国内株式	45.0%
国内債券	19.9%
外国株式	18.8%
外国債券	12.0%
コールローン、その他	4.4%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式には、投資信託証券を含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。

※2013年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受け付けます。購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間の変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間の変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記

原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債：a. 上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b. 非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場は除く。）
- ・価格情報会社の提供する価額

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

#### (2)【保管】

ありません。

#### (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
  - (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
  - d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいま

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年7月31日以降は、以下の通り変更する予定です。

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasst.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知っている受益者に交付します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

### （１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### （３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込することができます。権利行使の方法等については、前述の「２換金（解約）手続等」をご参照ください。

### （４）反対者の買取請求権

前述の「３資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a.ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３資産管理等の概要（５）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### （５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第13期計算期間（平成24年2月16日から平成25年2月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成24年2月15日現在)	第13期 (平成25年2月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	124,264,202	33,693,620
親投資信託受益証券	3,266,445,636	998,985,361
未収利息	170	46
流動資産合計	3,390,710,008	1,032,679,027
資産合計	3,390,710,008	1,032,679,027
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	141,311	-
未払受託者報酬	1,363,707	1,095,795
未払委託者報酬	19,091,766	15,341,089
その他未払費用	136,305	109,519
流動負債合計	20,733,089	16,546,403
負債合計	20,733,089	16,546,403
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,358,464,859	1,158,548,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	988,487,940	142,415,455
（分配準備積立金）	32,298,732	8,578,767
元本等合計	3,369,976,919	1,016,132,624
純資産合計	3,369,976,919	1,016,132,624
負債純資産合計	3,390,710,008	1,032,679,027

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 （自平成23年2月16日 至平成24年2月15日）	第13期 （自平成24年2月16日 至平成25年2月15日）
営業収益		
受取利息	37,878	51,461
有価証券売買等損益	156,399,647	251,539,725
営業収益合計	156,361,769	251,591,186
営業費用		
受託者報酬	2,789,219	2,497,633
委託者報酬	39,048,887	34,966,806
その他費用	278,790	249,639
営業費用合計	42,116,896	37,714,078
営業利益	198,478,665	213,877,108
経常利益	198,478,665	213,877,108
当期純利益	198,478,665	213,877,108
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	574,416	93,686,960
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	781,533,529	988,487,940
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,626,586	728,616,177
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,626,586	728,616,177
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,676,748	2,733,840
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,676,748	2,733,840
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	988,487,940	142,415,455

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

<p>第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）</p>
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第12期 （平成24年2月15日現在）	第13期 （平成25年2月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,358,464,859口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,158,548,079口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 988,487,940円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 142,415,455円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7732円 （1万口当たり純資産額 7,732円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8771円 （1万口当たり純資産額 8,771円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,627,944円）、及び分配準備積立金（32,298,732円）より、分配対象収益は34,926,676円（1万口当たり80円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益（30,131円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（735,557円）、及び分配準備積立金（8,548,636円）より、分配対象収益は9,314,324円（1万口当たり80円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第12期 （平成24年2月15日現在）	第13期 （平成25年2月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
----------------------	---	----

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
該当事項はありません。	同左

## ( その他の注記 )

## 1 元本の移動

項 目	期 別 第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
期首元本額	4,326,852,977 円	4,358,464,859 円
期中追加設定元本額	40,602,931 円	12,552,738 円
期中一部解約元本額	8,991,049 円	3,212,469,518 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	129,055,324 円
合計	129,055,324 円

第13期（自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	129,290,311 円
合計	129,290,311 円

## 3 デリバティブ取引関係

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

該当事項はありません。

第13期（自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## a . 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

(平成25年2月15日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	656,888,777	350,187,407	
	国内債券マザーファンド	270,524,806	345,000,285	
	外国株式マザーファンド	170,541,014	181,813,775	
	外国債券マザーファンド	57,534,145	121,983,894	
合計		1,155,488,742	998,985,361	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 （平成24年2月15日現在）	第13期 （平成25年2月15日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	107,877,376	40,373,828
親投資信託受益証券	2,894,409,754	902,812,105
未収利息	147	55
流動資産合計	3,002,287,277	943,185,988
資産合計	3,002,287,277	943,185,988
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	134,730	-
未払受託者報酬	1,196,757	968,938
未払委託者報酬	16,754,467	13,565,117
その他未払費用	119,612	96,835
流動負債合計	18,205,566	14,630,890
負債合計	18,205,566	14,630,890
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,305,650,757	1,151,777,365
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,321,569,046	223,222,267
（分配準備積立金）	323,280,003	85,983,484
元本等合計	2,984,081,711	928,555,098
純資産合計	2,984,081,711	928,555,098
負債純資産合計	3,002,287,277	943,185,988



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 (自平成23年2月16日 至平成24年2月15日)	第13期 (自平成24年2月16日 至平成25年2月15日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	29,405	47,080
有価証券売買等損益	208,441,827	257,402,351
営業収益合計	208,412,422	257,449,431
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,478,179	2,207,943
委託者報酬	34,694,256	30,911,158
その他費用	247,688	220,672
営業費用合計	37,420,123	33,339,773
営業利益	245,832,545	224,109,658
経常利益	245,832,545	224,109,658
当期純利益	245,832,545	224,109,658
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	737,885	94,029,072
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,074,323,618	1,321,569,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,479,865	974,016,452
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,479,865	974,016,452
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,630,633	5,750,259
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,630,633	5,750,259
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,321,569,046	223,222,267

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

<p>第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）</p>
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第12期 （平成24年2月15日現在）	第13期 （平成25年2月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,305,650,757口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,151,777,365口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,321,569,046円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 223,222,267円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6931円 （1万口当たり純資産額 6,931円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8062円 （1万口当たり純資産額 8,062円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（21,943,169円）、及び分配準備積立金（323,280,003円）より、分配対象収益は345,223,172円（1万口当たり801円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益（27,533円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,388,642円）、及び分配準備積立金（85,955,951円）より、分配対象収益は92,372,126円（1万口当たり801円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第12期 （平成24年2月15日現在）	第13期 （平成25年2月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
----------------------	---	----

## （関連当事者との取引に関する注記）

第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項 目	期 別	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）	第13期 （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
期首元本額		4,300,744,430 円	4,305,650,757 円
期中追加設定元本額		14,830,454 円	19,621,585 円
期中一部解約元本額		9,924,127 円	3,173,494,977 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	177,253,117 円
合計	177,253,117 円

第13期（自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	136,320,284 円
合計	136,320,284 円

## 3 デリバティブ取引関係

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

該当事項はありません。

第13期（自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 有価証券明細表

## a. 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

(平成25年2月15日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	782,825,820	417,324,444	
	国内債券マザーファンド	146,163,764	186,402,648	
	外国株式マザーファンド	169,320,715	180,512,814	
	外国債券マザーファンド	55,925,007	118,572,199	
合計		1,154,235,306	902,812,105	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## （参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

### （１）貸借対照表

#### 国内株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成24年2月15日現在）	（平成25年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		156,441,554	145,795,987
株式		9,034,216,700	8,071,172,200
未収配当金		12,667,500	10,135,700
未収利息		214	199
流動資産合計		9,203,325,968	8,227,104,086
資産合計		9,203,325,968	8,227,104,086
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		20,676,011,540	15,432,995,133
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		11,472,685,572	7,205,891,047
元本等合計		9,203,325,968	8,227,104,086
純資産合計		9,203,325,968	8,227,104,086
負債純資産合計		9,203,325,968	8,227,104,086

#### 国内債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成24年2月15日現在）	（平成25年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		95,033,646	86,096,659
国債証券		15,156,479,250	11,527,902,050
地方債証券		472,456,955	369,952,167
特殊債券		1,406,967,602	1,364,520,791
社債券		1,930,307,518	1,313,532,945
未収入金		-	100,398,000
未収利息		58,780,434	33,944,889
前払費用		11,090,377	15,188,817

流動資産合計	19,131,115,782	14,811,536,318
資産合計	19,131,115,782	14,811,536,318
負債の部		
流動負債		
未払金	-	86,150,400
流動負債合計	-	86,150,400
負債合計	-	86,150,400
純資産の部		
元本等		
元本	15,298,846,187	11,546,522,019
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,832,269,595	3,178,863,899
元本等合計	19,131,115,782	14,725,385,918
純資産合計	19,131,115,782	14,725,385,918
負債純資産合計	19,131,115,782	14,811,536,318

## 外国株式マザーファンド

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成24年2月15日現在)	(平成25年2月15日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		10,559,037	51,668,977
コール・ローン		78,835,981	44,668,168
株式		7,445,920,038	6,275,519,982
投資証券		93,531,217	111,646,135
未収入金		53,362	54,628
未収配当金		6,466,774	9,105,853
未収利息		107	61
流動資産合計		7,635,366,516	6,492,663,804
資産合計		7,635,366,516	6,492,663,804
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		9,489,947,999	6,090,088,641
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,854,581,483	402,575,163
元本等合計		7,635,366,516	6,492,663,804
純資産合計		7,635,366,516	6,492,663,804
負債純資産合計		7,635,366,516	6,492,663,804

## 外国債券マザーファンド

(単位：円)

対象年月日	(平成24年2月15日現在)	(平成25年2月15日現在)

科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	13,782,297	41,926,881
コール・ローン	7,907,199	24,808,591
国債証券	2,770,860,489	2,843,156,459
未収利息	35,028,843	36,727,661
前払費用	4,725,533	5,324,771
流動資産合計	2,832,304,361	2,951,944,363
資産合計	2,832,304,361	2,951,944,363
負債の部		
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,656,506,314	1,392,270,392
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,175,798,047	1,559,673,971
元本等合計	2,832,304,361	2,951,944,363
純資産合計	2,832,304,361	2,951,944,363
負債純資産合計	2,832,304,361	2,951,944,363

## （２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。</p> <p>(2)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3 費用・収益の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)配当株式 配当株式は原則として、配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。</p> <p>(3)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>



## （追加情報）

<b>対象期間</b> （自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （貸借対照表に関する注記）

（平成24年2月15日現在）	（平成25年2月15日現在）
<b>1 計算期間の末日における受益権の総数</b> 国内株式マザーファンド 20,676,011,540 □ 国内債券マザーファンド 15,298,846,187 □ 外国株式マザーファンド 9,489,947,999 □ 外国債券マザーファンド 1,656,506,314 □	<b>1 計算期間の末日における受益権の総数</b> 国内株式マザーファンド 15,432,995,133 □ 国内債券マザーファンド 11,546,522,019 □ 外国株式マザーファンド 6,090,088,641 □ 外国債券マザーファンド 1,392,270,392 □
<b>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額</b> 元本の欠損 国内株式マザーファンド 11,472,685,572 円 外国株式マザーファンド 1,854,581,483 円	<b>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額</b> 元本の欠損 国内株式マザーファンド 7,205,891,047 円
<b>3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額</b> 国内株式マザーファンド 1口当たり純資産額 0.4451 円 （1万口当たり純資産額 4,451 円） 国内債券マザーファンド 1口当たり純資産額 1.2505 円 （1万口当たり純資産額 12,505 円） 外国株式マザーファンド 1口当たり純資産額 0.8046 円 （1万口当たり純資産額 8,046 円） 外国債券マザーファンド 1口当たり純資産額 1.7098 円 （1万口当たり純資産額 17,098 円）	<b>3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額</b> 国内株式マザーファンド 1口当たり純資産額 0.5331 円 （1万口当たり純資産額 5,331 円） 国内債券マザーファンド 1口当たり純資産額 1.2753 円 （1万口当たり純資産額 12,753 円） 外国株式マザーファンド 1口当たり純資産額 1.0661 円 （1万口当たり純資産額 10,661 円） 外国債券マザーファンド 1口当たり純資産額 2.1202 円 （1万口当たり純資産額 21,202 円）

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項目	対象年月日	（平成24年2月15日現在）	（平成25年2月15日現在）
国内株式マザーファンド			
期首元本額		19,086,092,198 円	20,676,011,540 円
期中追加設定元本額		4,131,831,740 円	1,442,215,946 円
期中一部解約元本額		2,541,912,398 円	6,685,232,353 円
期末元本額		20,676,011,540 円	15,432,995,133 円
元本の内訳*			
青のライフキャンパス・ファンド（標準型）		2,589,025,230 円	656,888,777 円
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）		3,029,568,456 円	782,825,820 円
T & D国内株式オープンS A（適格機関投資家専用）		15,057,417,854 円	13,993,280,536 円
合計		20,676,011,540 円	15,432,995,133 円
国内債券マザーファンド			
期首元本額		14,409,621,699 円	15,298,846,187 円
期中追加設定元本額		5,368,002,655 円	1,534,335,916 円
期中一部解約元本額		4,478,778,167 円	5,286,660,084 円
期末元本額		15,298,846,187 円	11,546,522,019 円
元本の内訳*			

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）	937,498,097 円	270,524,806 円
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）	480,010,005 円	146,163,764 円
T & D 国内債券オープン（非課税適格機関投資家専用）	9,214,686,789 円	5,887,739,324 円
T & D 国内債券オープン S A（適格機関投資家専用）	4,666,651,296 円	5,242,094,125 円
合計	15,298,846,187 円	11,546,522,019 円
外国株式マザーファンド		
期首元本額	8,975,314,115 円	9,489,947,999 円
期中追加設定元本額	5,085,950,944 円	781,467,398 円
期中一部解約元本額	4,571,317,060 円	4,181,326,756 円
期末元本額	9,489,947,999 円	6,090,088,641 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド（標準型）	761,969,356 円	170,541,014 円
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）	741,124,973 円	169,320,715 円
T & D 外国株オープン（非課税適格機関投資家専用）	3,749,227,628 円	1,842,279,648 円
T & D 外国株式オープン S A（適格機関投資家専用）	4,237,626,042 円	3,907,947,264 円
合計	9,489,947,999 円	6,090,088,641 円
外国債券マザーファンド		
期首元本額	1,858,930,153 円	1,656,506,314 円
期中追加設定元本額	274,561,537 円	303,238,331 円
期中一部解約元本額	476,985,376 円	567,474,253 円
期末元本額	1,656,506,314 円	1,392,270,392 円
元本の内訳*		
青のライフキャンパス・ファンド（標準型）	192,214,642 円	57,534,145 円
赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）	204,343,883 円	55,925,007 円
T & D 外国債券オープン（非課税適格機関投資家専用）	147,410,501 円	146,092,437 円
T & D 外国債券オープン S A（適格機関投資家専用）	1,112,537,288 円	1,132,718,803 円
合計	1,656,506,314 円	1,392,270,392 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	16,480,136,738 円	1,133,971,696 円
内 国内株式マザーファンド	9,034,216,700 円	1,001,720,661 円
内 外国株式マザーファンド	7,445,920,038 円	132,251,035 円
国債証券	17,927,339,739 円	300,038,929 円
内 国内債券マザーファンド	15,156,479,250 円	145,282,060 円
内 外国債券マザーファンド	2,770,860,489 円	154,756,869 円
地方債証券	472,456,955 円	1,916,334 円
特殊債券	1,406,967,602 円	12,552,046 円
社債券	1,930,307,518 円	2,801,000 円
投資証券	93,531,217 円	3,818,472 円
合計	38,310,739,769 円	818,446,915 円

（自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	14,346,692,182 円	1,955,195,039 円

	内 国内株式マザーファンド	8,071,172,200 円	1,244,159,696 円
	内 外国株式マザーファンド	6,275,519,982 円	711,035,343 円
国債証券		14,371,058,509 円	29,904,903 円
	内 国内債券マザーファンド	11,527,902,050 円	16,848,990 円
	内 外国債券マザーファンド	2,843,156,459 円	13,055,913 円
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	369,952,167 円	761,500 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,364,520,791 円	1,642,858 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,313,532,945 円	34,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	111,646,135 円	13,415,846 円
合計		31,877,402,729 円	1,999,431,146 円

## 3 デリバティブ取引関係

(自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)

該当事項はありません。

(自 平成24年2月16日 至 平成25年2月15日)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 国内株式マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

(平成25年2月15日現在)

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	国際石油開発帝石	86	499,000	42,914,000	
	日揮	33,000	2,327	76,791,000	
	東芝プラントシステム	35,000	1,145	40,075,000	
	キリンホールディングス	44,000	1,171	51,524,000	
	不二製油	97,400	1,301	126,717,400	
	日本たばこ産業	62,800	2,900	182,120,000	
	住友化学	217,000	272	59,024,000	
	エア・ウォーター	95,000	1,202	114,190,000	
	積水化学工業	104,000	842	87,568,000	
	宇部興産	392,000	186	72,912,000	
	花王	17,700	2,850	50,445,000	
	富士フィルムホールディングス	21,800	1,773	38,651,400	
	資生堂	11,500	1,206	13,869,000	
	武田薬品工業	24,800	4,660	115,568,000	
	アステラス製薬	29,100	4,910	142,881,000	
	ロート製薬	57,000	1,185	67,545,000	
	ブリヂストン	20,400	2,485	50,694,000	
	住友ゴム工業	19,400	1,324	25,685,600	
	東洋炭素	21,400	2,118	45,325,200	
	新日鐵住金	453,000	252	114,156,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	16,700	2,083	34,786,100	
	住友金属鉱山	33,000	1,522	50,226,000	
	住友電気工業	82,800	1,040	86,112,000	

リンナイ	19,000	6,500	123,500,000
日本発條	100,000	780	78,000,000
牧野フライス製作所	143,000	620	88,660,000
ナブテスコ	25,000	1,814	45,350,000
小松製作所	68,300	2,398	163,783,400
クボタ	72,000	1,040	74,880,000
ダイフク	147,500	620	91,450,000
セガサミーホールディングス	30,700	1,520	46,664,000
三菱重工業	138,000	504	69,552,000
三菱電機	76,000	770	58,520,000
日本電産	11,000	5,280	58,080,000
富士通	175,000	407	71,225,000
ソニー	50,800	1,313	66,700,400
アルプス電気	116,400	637	74,146,800
キーエンス	5,200	26,200	136,240,000
ファナック	9,200	14,840	136,528,000
村田製作所	33,200	5,860	194,552,000
キヤノン	58,900	3,265	192,308,500
リコー	145,000	958	138,910,000
デンソー	31,000	3,580	110,980,000
トヨタ自動車	85,200	4,725	402,570,000
アイシン精機	27,800	3,280	91,184,000
ダイハツ工業	51,000	1,830	93,330,000
本田技研工業	69,000	3,455	238,395,000
タカタ	39,100	1,657	64,788,700
テルモ	15,000	4,015	60,225,000
ニコン	36,200	2,118	76,671,600
パラマウントベッドホールディングス	20,300	2,845	57,753,500
ビジョン	18,600	4,930	91,698,000
任天堂	3,800	8,470	32,186,000
東京瓦斯	162,000	434	70,308,000
東日本旅客鉄道	16,900	6,520	110,188,000
山九	234,000	374	87,516,000
商船三井	265,000	300	79,500,000
テレビ朝日	32,900	1,556	51,192,400
日本電信電話	25,800	4,115	106,167,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	504	137,000	69,048,000
カプコン	30,100	1,421	42,772,100
S C S K	62,300	1,578	98,309,400
ソフトバンク	29,300	3,425	100,352,500
伊藤忠商事	48,900	1,064	52,029,600
三井物産	99,400	1,371	136,277,400
住友商事	44,100	1,147	50,582,700
三菱商事	68,300	1,900	129,770,000
アスクル	52,400	1,255	65,762,000
セブン&アイ・ホールディングス	26,000	2,756	71,656,000
ドン・キホーテ	26,800	3,630	97,284,000
コメリ	31,900	2,486	79,303,400

	青山商事	39,100	1,997	78,082,700	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	626,100	508	318,058,800	
	三井住友トラスト・ホールディングス	253,000	336	85,008,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	66,300	3,640	241,332,000	
	横浜銀行	127,000	442	56,134,000	
	みずほフィナンシャルグループ	1,048,000	196	205,408,000	
	ジャフコ	15,900	2,815	44,758,500	
	野村ホールディングス	136,700	528	72,177,600	
	東京海上ホールディングス	41,900	2,677	112,166,300	
	オリックス	8,580	10,180	87,344,400	
	三井不動産	41,000	2,042	83,722,000	
	三菱地所	64,000	2,046	130,944,000	
	カカコム	29,200	3,510	102,492,000	
	ダイセキ	28,200	1,309	36,913,800	
	合計	7,491,670		8,071,172,200	

- b. 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 国内債券マザーファンド

有価証券明細表

- a. 株式  
該当事項はありません。

- b. 株式以外の有価証券

（平成25年2月15日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第79回利付国債（5年）	890,000,000	894,699,200	
	第83回利付国債（5年）	659,000,000	666,492,830	
	第3回利付国債（40年）	172,000,000	178,941,920	
	第284回利付国債（10年）	1,973,000,000	2,094,319,770	
	第287回利付国債（10年）	700,000,000	753,851,000	
	第291回利付国債（10年）	448,000,000	474,087,040	
	第296回利付国債（10年）	69,000,000	73,973,520	
	第300回利付国債（10年）	379,000,000	407,246,870	
	第303回利付国債（10年）	706,000,000	754,918,740	
	第315回利付国債（10年）	241,000,000	253,276,540	
	第318回利付国債（10年）	842,000,000	869,491,300	
	第322回利付国債（10年）	700,000,000	714,385,000	
	第325回利付国債（10年）	408,000,000	410,741,760	
	第27回利付国債（30年）	45,000,000	50,800,950	
	第30回利付国債（30年）	122,000,000	132,943,400	
	第31回利付国債（30年）	67,000,000	71,560,690	
	第32回利付国債（30年）	223,000,000	242,635,150	
	第99回利付国債（20年）	544,000,000	602,610,560	
	第114回利付国債（20年）	412,000,000	447,024,120	

	第116回利付国債(20年)	333,000,000	365,437,530	
	第120回利付国債(20年)	364,000,000	365,736,280	
	第130回利付国債(20年)	298,000,000	304,356,340	
	第138回利付国債(20年)	413,000,000	398,371,540	
地方債証券	平成17年度第3回大阪市公募公債	125,000,000	128,550,000	
	平成18年度第11回大阪市公募公債	100,000,000	106,188,000	
	平成15年度第4回神戸市公募公債	134,700,000	135,214,167	
特殊債券	第5回阪神高速道路債券	100,000,000	101,746,000	
	第3回貸付債権担保住宅金融公庫債券	170,968,000	180,357,562	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	184,842,000	191,573,945	
	第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,938,000	96,220,570	
	第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,150,000	96,195,879	
	第54回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,502,000	96,613,174	
	第65回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	197,538,000	196,040,661	
	い第725号農林債	100,000,000	100,590,000	
	第2回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	205,022,000	
	第40回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,161,000	
社債券	第42回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	101,008,000	
	第3回テルモ株式会社無担保社債	200,000,000	200,410,000	
	第69回住友金属工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,745,000	
	第9回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100,011,789	
	第13回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	100,500,094	
	第15回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	101,169,000	
	第35回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	100,911,394	
	第16回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,204,000	
	第8回K D D I株式会社無担保社債	100,000,000	100,947,668	
	第458回関西電力株式会社社債	100,000,000	103,125,000	
	第417回九州電力株式会社社債	100,000,000	99,523,000	
	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	105,978,000	
合計		14,002,638,000	14,575,907,953	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 外国株式マザーファンド

## 有価証券明細表

## a . 株式

（平成25年2月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	AMAZON.COM INC	1,609	269.24	433,207.16	
	ABBOTT LABORATORIES	4,442	34.70	154,137.40	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	3,955	199.65	789,615.75	
	ADOBE SYSTEMS INC	2,185	38.62	84,384.70	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	574	88.69	50,908.06	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	3,105	47.23	146,649.15	
	ALLSTATE CORP	1,055	45.88	48,403.40	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,030	70.09	142,282.70	
	ALCOA INC	3,678	9.29	34,168.62	
	AMGEN INC	2,836	84.74	240,322.64	
	AMERICAN EXPRESS CO	5,089	62.34	317,248.26	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	4,756	44.77	212,926.12	
	AFLAC INC	2,341	48.83	114,311.03	
	ANALOG DEVICES INC	887	46.54	41,280.98	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	1,700	84.00	142,800.00	
	APACHE CORP	1,197	80.33	96,155.01	
	COMCAST CORP-CL A	7,031	40.34	283,630.54	
	APPLE INC	2,631	466.59	1,227,598.29	
	APPLIED MATERIALS INC	4,077	13.89	56,629.53	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	845	31.40	26,533.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	599	60.74	36,383.26	
	AUTOZONE INC	104	373.61	38,855.44	
	BAKER HUGHES INC	2,001	47.26	94,567.26	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	1,945	68.17	132,590.65	
	BECTON DICKINSON AND CO	579	88.39	51,177.81	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	10,145	44.33	449,727.85	
	YUM! BRANDS INC	1,645	63.89	105,099.05	
	BOEING CO	2,007	74.93	150,384.51	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	4,538	36.58	166,000.04	
	CSX CORP	2,860	22.93	65,579.80	
	CAMPBELL SOUP CO	1,128	38.72	43,676.16	
	CARDINAL HEALTH INC	1,000	46.00	46,000.00	
	CATERPILLAR INC	2,283	96.07	219,327.81	
	CELGENE CORP	1,400	99.51	139,314.00	
	CENTURYLINK INC	1,941	32.27	62,636.07	
	JPMORGAN CHASE & CO	14,745	49.22	725,748.90	
	CHUBB CORP	1,313	83.52	109,661.76	
	CIGNA CORP	872	61.45	53,584.40	
	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	2,695	4.24	11,426.80	
	CISCO SYSTEMS INC	25,460	21.00	534,660.00	
	COCA-COLA CO/THE	12,504	36.84	460,647.36	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	3,200	108.33	346,656.00	
	COMERICA INC	435	35.32	15,364.20	
BROADCOM CORP-CL A	1,577	34.57	54,516.89		
CUMMINS INC	619	118.73	73,493.87		

DR HORTON INC	7,600	23.78	180,728.00
DANAHER CORP	2,500	61.16	152,900.00
MOODY'S CORP	1,327	46.68	61,944.36
TARGET CORP	1,752	63.09	110,533.68
DEERE & CO	944	90.57	85,498.08
MORGAN STANLEY	7,500	23.83	178,725.00
WALT DISNEY CO/THE	5,544	54.88	304,254.72
DOLLAR TREE INC	654	39.93	26,114.22
DOVER CORP	600	71.86	43,116.00
DOW CHEMICAL	5,708	32.49	185,452.92
OMNICOM GROUP	833	57.35	47,772.55
DTE ENERGY COMPANY	3,234	64.36	208,140.24
EBAY INC	7,042	56.83	400,196.86
EMC CORP/MASS	6,251	24.04	150,274.04
BANK OF AMERICA CORP	42,000	12.13	509,460.00
CITIGROUP INC	11,200	44.32	496,384.00
SALESFORCE.COM INC	1,100	174.46	191,906.00
EMERSON ELECTRIC CO	2,087	58.41	121,901.67
EOG RESOURCES INC	1,695	133.33	225,994.35
EQUIFAX INC	393	54.25	21,320.25
EXXON MOBIL CORP	15,294	88.52	1,353,824.88
NEXTERA ENERGY INC	1,400	72.20	101,080.00
FAMILY DOLLAR STORES	1,103	56.61	62,440.83
FIFTH THIRD BANCORP	5,656	16.13	91,231.28
MACY'S INC	2,823	39.54	111,621.42
FREEMONT-MCMORAN COPPER	3,866	35.53	137,358.98
GAP INC/THE	3,009	31.36	94,362.24
GENERAL DYNAMICS CORP	983	66.22	65,094.26
GENERAL MILLS INC	2,084	44.31	92,342.04
MCKESSON CORP	800	104.21	83,368.00
GENERAL ELECTRIC CO	40,408	23.41	945,951.28
WW GRAINGER INC	157	226.29	35,527.53
HALLIBURTON CO	4,780	43.32	207,069.60
GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,800	155.93	280,674.00
HARLEY-DAVIDSON INC	710	53.45	37,949.50
HJ HEINZ CO	1,493	72.50	108,242.50
HOME DEPOT INC	8,203	67.34	552,390.02
HORMEL FOODS CORP	1,365	35.91	49,017.15
BIOGEN IDEC INC	1,030	164.59	169,527.70
ILLINOIS TOOL WORKS	1,294	63.70	82,427.80
INTEL CORP	4,714	21.23	100,078.22
INTERNATIONAL PAPER CO	1,202	41.80	50,243.60
JOHNSON & JOHNSON	10,934	75.81	828,906.54
JOHNSON CONTROLS INC	2,202	31.83	70,089.66
KIMBERLY-CLARK CORP	1,416	90.19	127,709.04
KROGER CO	2,444	28.24	69,018.56
LENNAR CORP-CL A	5,000	40.64	203,200.00
ELI LILLY & CO	4,243	53.50	227,000.50
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	2,229	82.69	184,316.01
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,032	44.58	46,006.56
LOWE'S COS INC	8,914	39.57	352,726.98
MCDONALD'S CORP	3,236	93.56	302,760.16



MCGRAW-HILL COMPANIES INC	740	44.86	33,196.40
MARSH & MCLENNAN COS	1,496	36.07	53,960.72
MASCO CORP	4,075	20.11	81,948.25
METLIFE INC	2,912	36.69	106,841.28
MEDTRONIC INC	3,633	47.17	171,368.61
CVS CAREMARK CORP	4,570	51.89	237,137.30
MICROSOFT CORP	22,072	28.04	618,898.88
3M CO	2,200	102.78	226,116.00
XCEL ENERGY INC	1,386	27.89	38,655.54
FORD MOTOR CO	16,751	13.11	219,605.61
NEWMONT MINING CORP	1,275	44.55	56,801.25
NIKE INC -CL B	3,834	54.62	209,413.08
NORDSTROM INC	646	55.25	35,691.50
COACH INC	1,703	48.20	82,084.60
WELLS FARGO & CO	22,087	35.21	777,683.27
NUCOR CORP	1,050	48.23	50,641.50
MONSANTO CO	2,477	102.00	252,654.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	1,730	55.59	96,170.70
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	2,517	86.91	218,752.47
ORACLE CORP	17,111	34.90	597,173.90
EXELON CORP	2,700	30.71	82,917.00
PEPSICO INC	5,328	72.28	385,107.84
PFIZER INC	26,427	27.06	715,114.62
CONOCOPHILLIPS	4,235	57.92	245,291.20
PETSMART INC	1,000	65.94	65,940.00
ALTRIA GROUP INC	5,913	34.11	201,692.43
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,637	63.87	104,555.19
AETNA INC	1,153	49.56	57,142.68
COSTCO WHOLESALE CORP	2,498	102.02	254,845.96
PROCTER & GAMBLE CO/THE	10,082	76.78	774,095.96
QUALCOMM INC	6,795	65.53	445,276.35
US BANCORP	5,920	33.99	201,220.80
RAYTHEON COMPANY	1,565	53.76	84,134.40
MERCK & CO. INC.	11,815	41.19	486,659.85
SCHLUMBERGER LTD	5,466	81.56	445,806.96
BUNGE LTD	488	73.99	36,107.12
WELLPOINT INC	962	63.29	60,884.98
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	1,700	163.67	278,239.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,358	57.06	77,487.48
SOUTHERN CO	2,651	43.91	116,405.41
AT&T INC	19,899	35.29	702,235.71
CHEVRON CORP	7,544	115.71	872,916.24
STATE STREET CORP	962	57.20	55,026.40
STARBUCKS CORP	2,277	55.55	126,487.35
STRYKER CORP	800	64.02	51,216.00
SUNTRUST BANKS INC	1,890	28.79	54,413.10
SYSCO CORP	1,764	32.03	56,500.92
INTUITIVE SURGICAL INC	100	571.26	57,126.00
TEXTRON INC	1,029	29.48	30,334.92
TIFFANY & CO	369	63.70	23,505.30
TOLL BROTHERS INC	2,000	37.50	75,000.00
MARATHON OIL CORP	4,202	35.34	148,498.68

UNION PACIFIC CORP	1,702	136.17	231,761.34
UNITED TECHNOLOGIES CORP	2,560	89.69	229,606.40
UNITEDHEALTH GROUP INC	2,817	57.05	160,709.85
VULCAN MATERIALS CO	390	54.87	21,399.30
WALGREEN CO	3,275	41.86	137,091.50
WAL-MART STORES INC	5,565	70.82	394,113.30
WASTE MANAGEMENT INC	1,408	37.14	52,293.12
WATERS CORP	274	93.47	25,610.78
JM SMUCKER CO/THE	466	92.16	42,946.56
WHIRLPOOL CORP	950	111.00	105,450.00
CARMAX INC	694	39.72	27,565.68
TJX COMPANIES INC	2,138	45.21	96,658.98
GOOGLE INC-CL A	878	787.82	691,705.96
NEWS CORP-CLASS B	1,283	28.96	37,155.68
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,425	69.04	98,382.00
VIACOM INC-CLASS B	1,805	59.95	108,209.75
MASTERCARD INC-CLASS A	560	522.16	292,409.60
SPECTRA ENERGY CORP	1,993	29.56	58,913.08
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,366	39.52	93,504.32
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	3,540	28.10	99,474.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	5,224	90.01	470,212.24
VISA INC-CLASS A SHARES	2,354	155.98	367,176.92
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	1,252	42.80	53,585.60
DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	689	70.84	48,808.76
DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	728	63.76	46,417.28
MARATHON PETROLEUM CORP	3,281	83.16	272,847.96
MOSAIC CO/THE	1,717	61.98	106,419.66
STANLEY BLACK & DECKER INC	491	77.81	38,204.71
LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,500	61.17	91,755.00
RALPH LAUREN CORP	218	174.86	38,119.48
DOLLAR GENERAL CORP	1,300	45.03	58,539.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,227	61.12	74,994.24
AON PLC	2,774	57.30	158,950.20
TE CONNECTIVITY LTD	1,746	41.08	71,725.68
TIME WARNER CABLE	1,869	86.24	161,182.56
TIME WARNER INC	4,905	53.63	263,055.15
TYCO INTERNATIONAL LTD	3,918	31.87	124,866.66
GENERAL MOTORS CO	6,500	27.75	180,375.00
COVIDIEN PLC	1,691	62.99	106,516.09
PHILLIPS 66	2,617	64.83	169,660.11
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	2,294	55.10	126,399.40
DUKE ENERGY CORP	4,019	68.00	273,292.00
ADT CORP/THE	959	46.73	44,814.07
DIRECTV	1,331	50.21	66,829.51
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	6,106	26.57	162,236.42
PENTAIR LTD-REGISTERED	460	52.83	24,301.80
EATON CORP PLC	693	61.24	42,439.32
KRAFT FOODS GROUP INC	2,035	47.16	95,970.60
ABBVIE INC	4,442	36.57	162,443.94
小計	770,629		38,200,527.28
(邦貨換算)			(3,550,739,010)

カナダドル	BARRICK GOLD CORP	7,445	32.44	241,515.80
	BANK OF MONTREAL	2,968	62.68	186,034.24
	BANK OF NOVA SCOTIA	4,568	58.72	268,232.96
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,056	83.30	171,264.80
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	4,500	31.18	140,310.00
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	2,694	99.33	267,595.02
	IMPERIAL OIL LTD	4,360	42.11	183,599.60
	MANULIFE FINANCIAL CORP	8,566	15.37	131,659.42
	MAGNA INTERNATIONAL INC	1,759	53.67	94,405.53
	SUN LIFE FINANCIAL INC	3,593	28.86	103,693.98
	TRANSCANADA CORP	5,948	47.09	280,091.32
	GOLDCORP INC	3,000	34.67	104,010.00
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	3,292	41.84	137,737.28
	ROYAL BANK OF CANADA	5,843	63.38	370,329.34
	ENCANA CORP	4,113	18.20	74,856.60
	TORONTO-DOMINION BANK	5,275	83.16	438,669.00
	BCE INC	908	44.34	40,260.72
	SUNCOR ENERGY INC	8,774	32.19	282,435.06
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTE	2,421	66.47	160,923.87
	TIM HORTONS INC	452	50.09	22,640.68
小計	82,535		3,700,265.22	
(邦貨換算)			(343,606,628)	
オーストラリアドル	AUST AND NZ BANKING GROUP	7,762	28.06	217,801.72
	WESTPAC BANKING CORP	9,514	28.76	273,622.64
	TELSTRA CORP LTD	12,272	4.64	56,942.08
	BHP BILLITON LTD	15,471	38.89	601,667.19
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	4,761	66.90	318,510.90
	RIO TINTO LTD	3,293	72.07	237,326.51
	LEND LEASE CORP LIMITED	4,227	10.50	44,383.50
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	6,537	29.35	191,860.95
	AMP LTD	8,718	5.33	46,466.94
	WESFARMERS LIMITED	2,765	38.88	107,503.20
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	1,878	36.39	68,340.42
	WOOLWORTHS LIMITED	3,527	32.88	115,967.76
	BRAMBLES LTD	4,521	8.25	37,298.25
	MACQUARIE GROUP LTD	1,306	38.10	49,758.60
	小計	86,552		2,367,450.66
(邦貨換算)			(227,701,404)	
イギリスポンド	BHP BILLITON PLC	9,136	22.25	203,276.00
	BRITISH SKY BROADCASTING GRO	3,388	8.31	28,154.28
	DIAGEO PLC	11,580	19.29	223,436.10
	BAE SYSTEMS PLC	8,924	3.30	29,449.20
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	6,010	33.43	200,944.35
	STANDARD CHARTERED PLC	7,280	17.27	125,762.00
	COMPASS GROUP PLC	6,568	7.80	51,230.40
	HSBC HOLDINGS PLC	59,959	7.24	434,223.07
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	23,694	1.50	35,635.77
	PRUDENTIAL PLC	8,548	9.45	80,821.34
	RIO TINTO PLC	7,931	37.45	297,055.60
	BP PLC	63,102	4.50	283,990.55
	BG GROUP PLC	9,400	11.37	106,925.00

	TESCO PLC	52,130	3.70	193,167.71
	SMITH & NEPHEW PLC	2,653	7.02	18,637.32
	GLAXOSMITHKLINE PLC	14,745	14.65	216,014.25
	BT GROUP PLC	42,964	2.73	117,592.46
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	6,615	3.89	25,765.42
	BARCLAYS PLC	36,000	3.19	114,840.00
	BURBERRY GROUP PLC	2,761	13.60	37,549.60
	NEXT PLC	743	41.82	31,072.26
	KINGFISHER PLC	6,867	2.75	18,932.31
	SAINSBURY (J) PLC	11,088	3.35	37,233.50
	CENTRICA PLC	19,085	3.44	65,747.82
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	21,439	21.71	465,547.88
	NATIONAL GRID PLC	23,837	6.86	163,641.00
	UNILEVER PLC	8,458	25.83	218,470.14
	VODAFONE GROUP PLC	143,378	1.67	240,229.83
	EXPERIAN PLC	3,263	10.82	35,305.66
	SEVERN TRENT PLC	710	15.79	11,210.90
	WHITBREAD PLC	1,292	26.51	34,250.92
	ANGLO AMERICAN PLC	4,000	20.13	80,520.00
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	4,323	44.10	190,644.30
	REED ELSEVIER PLC	3,540	6.88	24,355.20
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	4,117	7.18	29,580.64
	JOHNSON MATTHEY PLC	1,389	22.99	31,933.11
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	3,121	19.44	60,672.24
	WPP PLC	4,280	10.19	43,613.20
	小計 (邦貨換算)	648,318		4,607,431.33 (663,746,557)
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	770	396.00	304,920.00
	SWISSCOM AG-REG	150	413.50	62,025.00
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	443	260.20	115,268.60
	NOVARTIS AG-REG	10,627	63.20	671,626.40
	ABB LTD-REG	9,357	20.81	194,719.17
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,995	205.30	614,873.50
	NESTLE SA-REG	12,875	63.00	811,125.00
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	211	523.50	110,458.50
	UBS AG-REG	11,000	15.48	170,280.00
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	2,812	74.95	210,759.40
	SWISS RE AG	1,080	73.80	79,704.00
	小計 (邦貨換算)	52,320		3,345,759.57 (337,386,395)
ホンコンドル	HANG LUNG PROPERTIES LTD	30,000	30.40	912,000.00
	BANK OF EAST ASIA	7,300	31.50	229,950.00
	CLP HOLDINGS LTD	5,000	66.50	332,500.00
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	13,000	124.50	1,618,500.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	3,240	145.70	472,068.00
	HANG SENG BANK LTD	10,000	126.50	1,265,000.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	6,188	54.25	335,699.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	19,000	70.20	1,333,800.00
	WHARF HOLDINGS LTD	4,000	68.85	275,400.00
	HONG KONG & CHINA GAS	72,619	21.50	1,561,308.50
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	7,000	84.75	593,250.00

	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	29,500	26.75	789,125.00
	NEW WORLD DEVELOPMENT	97,000	13.98	1,356,060.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	11,000	124.00	1,364,000.00
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	2,000	100.40	200,800.00
	小計	316,847		12,639,460.50
	(邦貨換算)			(151,547,131)
シンガポールドル	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENG	13,000	4.04	52,520.00
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,627	15.01	114,481.27
	CITY DEVELOPMENTS LTD	2,000	11.42	22,840.00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	3,000	7.82	23,460.00
	CAPITALAND LTD	17,000	3.90	66,300.00
	SINGAPORE AIRLINES LTD	1,733	10.86	18,820.38
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	5,610	19.37	108,665.70
	UOL GROUP LIMITED	1,200	6.28	7,536.00
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	5,250	4.10	21,525.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	24,956	3.50	87,346.00
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	3,000	5.48	16,440.00
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	11,976	10.03	120,119.28
	KEPPEL CORP LTD	4,400	11.65	51,260.00
	小計	100,752		711,313.63
	(邦貨換算)			(53,483,671)
スウェーデンクローナ	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	3,227	65.95	212,820.65
	SWEDBANK AB - A SHARES	8,088	153.50	1,241,508.00
	NORDEA BANK AB	8,913	73.70	656,888.10
	SECURITAS AB-B SHS	962	57.05	54,882.10
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	3,976	227.90	906,130.40
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	3,039	265.50	806,854.50
	TELIASONERA AB	15,332	43.45	666,175.40
	HUSQVARNA AB-B SHS	463	37.87	17,533.81
	ELECTROLUX AB-SER B	944	160.60	151,606.40
	ATLAS COPCO AB-A SHS	3,229	184.80	596,719.20
	VOLVO AB-B SHS	11,761	97.80	1,150,225.80
	SANDVIK AB	2,501	106.40	266,106.40
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	2,821	156.00	440,076.00
	小計	65,256		7,167,526.76
	(邦貨換算)			(105,505,993)
ノルウェークローネ	DNB ASA	5,046	83.60	421,845.60
	TELENOR ASA	6,692	122.60	820,439.20
	STATOIL ASA	3,985	143.20	570,652.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	466	285.00	132,810.00
	SEADRILL LTD	945	209.10	197,599.50
	NORSK HYDRO ASA	661	27.49	18,170.89
	ORKLA ASA	2,812	46.99	132,135.88
	小計	20,607		2,293,653.07
	(邦貨換算)			(38,510,435)
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	1,200	959.00	1,150,800.00
	小計	1,200		1,150,800.00
	(邦貨換算)			(19,149,312)
ユーロ	EADS NV	1,452	34.88	50,653.02
	ADIDAS AG	2,522	69.33	174,850.26
	L'OREAL	1,055	111.10	117,210.50

CHRISTIAN DIOR	305	124.30	37,911.50
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	954	131.95	125,880.30
REED ELSEVIER NV	2,047	11.39	23,325.56
CAP GEMINI	483	35.77	17,279.32
CASINO GUICHARD PERRACHON	219	76.34	16,718.46
KBC GROEP NV	1,794	30.15	54,098.07
LAFARGE SA	3,647	45.58	166,230.26
MICHELIN (CGDE)-B	732	66.91	48,978.12
DEUTSCHE POST AG-REG	7,490	16.91	126,693.35
RENAULT SA	926	46.50	43,059.00
MERCK KGAA	513	101.95	52,300.35
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	2,685	69.59	186,849.15
SOLVAY SA	732	117.15	85,753.80
SCHNEIDER ELECTRIC SA	1,431	54.31	77,717.61
VIVENDI	6,580	15.40	101,364.90
SAP AG	5,079	59.77	303,571.83
E.ON SE	7,288	13.14	95,800.76
UPM-KYMMENE OYJ	5,532	8.61	47,658.18
BAYER AG	4,701	69.64	327,377.64
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	914	65.17	59,565.38
BASF SE	1,834	71.32	130,800.88
BEIERSDORF AG	554	65.83	36,469.82
FRANCE TELECOM SA	9,945	7.66	76,228.42
SAMPO OYJ-A SHS	2,672	27.85	74,415.20
ALLIANZ SE-REG	288	103.25	29,736.00
KONINKLIJKE AHOLD NV	2,889	10.90	31,504.54
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	536	134.55	72,118.80
DASSAULT SYSTEMES SA	280	83.35	23,338.00
AKZO NOBEL	692	52.43	36,281.56
VOLKSWAGEN AG	1,281	167.55	214,631.55
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	20,000	7.59	151,920.00
PPR	333	159.80	53,213.40
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	4,990	44.23	220,732.65
CARREFOUR SA	1,733	20.18	34,971.94
WOLTERS KLUWER	1,000	15.16	15,165.00
SANOFI	5,057	72.03	364,255.71
BANCO SANTANDER SA	30,000	5.97	179,340.00
SIEMENS AG-REG	3,996	78.52	313,765.92
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,157	71.68	82,933.76
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	14,024	8.47	118,783.28
AEGON NV	6,957	4.92	34,235.39
PHILIPS ELECTRONICS NV	4,166	22.62	94,255.75
SODEXO	347	68.25	23,682.75
INDITEX	1,300	103.85	135,005.00
ING GROEP NV-CVA	12,000	6.68	80,172.00
BNP PARIBAS	6,300	46.75	294,525.00
HEINEKEN NV	1,172	54.54	63,920.88
GDF SUEZ	4,856	14.63	71,043.28
EDF	993	14.95	14,845.35
UNILEVER NV-CVA	7,325	29.69	217,479.25
TOTAL SA	6,600	37.73	249,051.00
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	2,500	11.90	29,750.00

	DANONE	3,402	50.37	171,358.74	
	AIR LIQUIDE SA	1,534	90.77	139,241.18	
	TNT EXPRESS NV - W/I	1,210	5.45	6,605.39	
	EDENRED	1,452	24.95	36,227.40	
	ASML HOLDING NV	977	55.54	54,262.58	
	小計 (邦貨換算)	225,433		6,317,114.69 (784,143,446)	
	合計 (邦貨換算)	2,370,449		(6,275,519,982)	

## b. 株式以外の有価証券

(平成25年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	RAYONIER INC	4,100.00	225,049.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	4,829.00	230,826.20	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	2,392.00	384,083.44	
		AMERICAN TOWER CORP	3,532.00	259,531.36	
		小計 (邦貨換算)	14,853	1,099,490.00 (102,197,595)	
オーストラリアドル	投資証券	WESTFIELD GROUP	6,542.00	72,027.42	
		WESTFIELD RETAIL TRUST	7,739.00	23,913.51	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	1,405.00	2,297.17	
		小計 (邦貨換算)	15,686	98,238.10 (9,448,540)	
		合計 (邦貨換算)	30,539	(111,646,135)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式 198 銘柄	54.69%	55.60%
	投資証券 4 銘柄	1.57%	1.60%
カナダドル	株式 20 銘柄	5.29%	5.38%
オーストラリアドル	株式 14 銘柄	3.51%	3.56%
	投資証券 3 銘柄	0.15%	0.15%
イギリスポンド	株式 38 銘柄	10.22%	10.39%
スイスフラン	株式 11 銘柄	5.20%	5.28%
ホンコンドル	株式 15 銘柄	2.33%	2.37%
シンガポールドル	株式 13 銘柄	0.82%	0.84%
スウェーデンクローナ	株式 13 銘柄	1.63%	1.65%
ノルウェークローネ	株式 7 銘柄	0.59%	0.60%
デンマーククローネ	株式 1 銘柄	0.29%	0.30%
ユーロ	株式 60 銘柄	12.08%	12.28%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 外国債券マザーファンド

## 有価証券明細表

## a. 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

（平成25年2月15日現在）

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	1,239,421.87	2.38	H26.8.31	
		US TREASURY N/B	500,000	542,539.06	4.13	H27.5.15	
		US TREASURY N/B	700,000	699,097.65	0.25	H27.5.15	
		US TREASURY N/B	1,800,000	1,849,007.81	1.38	H27.11.30	
		US TREASURY N/B	600,000	672,867.18	4.50	H28.2.15	
		US TREASURY N/B	400,000	487,093.75	7.25	H28.5.15	
		US TREASURY N/B	1,400,000	1,542,296.87	3.13	H29.4.30	
		US TREASURY N/B	300,000	338,812.50	3.50	H30.2.15	
		US TREASURY N/B	700,000	697,593.75	1.13	H31.5.31	
		US TREASURY N/B	700,000	807,023.43	3.63	H32.2.15	
		US TREASURY N/B	1,300,000	1,403,695.31	2.63	H32.11.15	
		US TREASURY N/B	600,000	593,812.50	1.75	H34.5.15	
		US TREASURY N/B	700,000	958,617.18	5.50	H40.8.15	
		US TREASURY N/B	400,000	517,468.75	4.63	H52.2.15	
			小計 （邦貨換算）	11,300,000	12,349,347.61 (1,147,871,860)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	500,000	542,730.00	4.00	H28.6.1	
		CANADA-GOV'T	100,000	106,225.00	2.75	H34.6.1	
		CANADA-GOV'T	500,000	773,225.00	8.00	H35.6.1	
		小計 （邦貨換算）	1,100,000	1,422,180.00 (132,063,634)			
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	100,000	107,010.00	6.25	H27.4.15	
		AUSTRALIAN GOVT.	100,000	107,465.90	4.50	H32.4.15	
		小計 （邦貨換算）	200,000	214,475.90 (20,628,292)			
イギリスポンド	国債証券	TREASURY	100,000	121,390.00	8.00	H27.12.7	
		TREASURY	400,000	589,480.00	8.00	H33.6.7	
		TREASURY	300,000	422,910.00	6.00	H40.12.7	
		TREASURY	300,000	346,590.00	4.25	H48.3.7	
		小計 （邦貨換算）	1,100,000	1,480,370.00 (213,262,102)			
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	300,000	313,978.50	3.63	H26.7.1	
		SINGAPORE GOV'T	200,000	227,065.40	3.25	H32.9.1	
		小計 （邦貨換算）	500,000	541,043.90 (40,681,090)			
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDEN GOVT	300,000	324,822.00	4.50	H27.8.12	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000	1,836,000.00	5.00	H32.12.1	
		小計 （邦貨換算）	1,800,000	2,160,822.00 (31,807,299)			
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	700,000	751,100.00	5.00	H27.5.15	
		NORWEGIAN GOV'T	700,000	797,230.00	4.50	H31.5.22	
		小計 （邦貨換算）	1,400,000	1,548,330.00 (25,996,460)			
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS	1,000,000	1,039,437.00	6.00	H27.6.18	



		MEXICAN BONOS	2,000,000	2,407,072.00	8.00	H32.6.11	
		小計 (邦貨換算)	3,000,000	3,446,509.00 (25,297,376)			
ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND	700,000	746,900.00	6.25	H27.10.24	
		POLAND GOVT BOND	400,000	451,200.00	5.75	H34.9.23	
		小計 (邦貨換算)	1,100,000	1,198,100.00 (35,595,551)			
ランド	国債証券	REP SOUTH AFRICA (邦貨換算)	1,200,000	1,222,814.28 (12,949,603)	6.75	H33.3.31	
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	400,000	428,820.00	3.25	H27.7.4	
		DEUTSCHLAND REP	600,000	697,470.00	4.00	H30.1.4	
		DEUTSCHLAND REP	100,000	114,950.00	3.25	H33.7.4	
		DEUTSCHLAND REP	200,000	289,760.00	6.25	H36.1.4	
		DEUTSCHLAND REP	200,000	294,520.00	4.75	H52.7.4	
		BTPS	200,000	207,984.00	4.25	H26.8.1	
		BTPS	500,000	521,100.00	3.75	H28.4.15	
		BTPS	400,000	398,760.00	3.75	H33.3.1	
		BTPS	600,000	678,120.00	6.00	H43.5.1	
		BTPS	200,000	175,460.00	4.00	H49.2.1	
		BTPS	100,000	100,140.00	5.00	H52.9.1	
		FRANCE O.A.T.	500,000	577,150.00	5.00	H28.10.25	
		FRANCE O.A.T.	300,000	351,240.00	4.25	H31.4.25	
		FRANCE O.A.T.	400,000	428,420.00	3.00	H34.4.25	
		FRANCE O.A.T.	600,000	938,070.00	8.50	H35.4.25	
		FRANCE O.A.T.	100,000	125,895.00	4.75	H47.4.25	
		NETHERLANDS GOVT	700,000	817,215.00	4.00	H31.7.15	
		SPANISH GOV'T	100,000	102,635.00	4.25	H26.1.31	
		SPANISH GOV'T	400,000	401,620.00	3.25	H28.4.30	
		SPANISH GOV'T	200,000	204,850.00	4.60	H31.7.30	
		SPANISH GOV'T	100,000	88,880.00	4.90	H52.7.30	
		BELGIAN 0315	1,200,000	1,377,840.00	4.00	H31.3.28	
		小計 (邦貨換算)	8,100,000	9,320,899.00 (1,157,003,192)			
		合計 (邦貨換算)		(2,843,156,459)			

## 有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	国債証券 14 銘柄	38.89%	40.37%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	4.47%	4.64%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	0.70%	0.73%
イギリスポンド	国債証券 4 銘柄	7.22%	7.50%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	1.38%	1.43%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	1.08%	1.12%
ノルウェークローネ	国債証券 2 銘柄	0.88%	0.91%
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	0.86%	0.89%
ズロチ	国債証券 2 銘柄	1.21%	1.25%
ランド	国債証券 1 銘柄	0.44%	0.46%
ユーロ	国債証券 22 銘柄	39.19%	40.70%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成25年2月28日

#### 青のライフキャンバス・ファンド（積極型）

資産総額	1,025,296,572	円
負債総額	461,185	円
純資産総額（ - ）	1,024,835,387	円
発行済数量	1,158,765,335	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8844	円

#### 赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

資産総額	937,639,271	円
負債総額	421,641	円
純資産総額（ - ）	937,217,630	円
発行済数量	1,150,992,595	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8143	円

#### （参考）国内株式マザーファンド

資産総額	8,380,236,579	円
負債総額	-	円
純資産総額（ - ）	8,380,236,579	円
発行済数量	15,286,692,397	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5482	円

#### （参考）国内債券マザーファンド

資産総額	15,884,234,311	円
負債総額	1,121,051,020	円
純資産総額（ - ）	14,763,183,291	円
発行済数量	11,497,953,790	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2840	円

#### （参考）外国株式マザーファンド

資産総額	6,306,646,375	円
負債総額	-	円
純資産総額（ - ）	6,306,646,375	円
発行済数量	5,986,624,881	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0535	円

#### （参考）外国債券マザーファンド

資産総額	2,890,698,736	円
負債総額	-	円
純資産総額（ - ）	2,890,698,736	円
発行済数量	1,377,835,946	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.0980	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等  
ありません。

2. 受益者に対する特典  
ありません。

3. 受益権の譲渡  
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成25年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

##### （2）会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

###### b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c. 運用のチェック等

法務・コンプライアンス部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。また、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に定期的に報告を行っています。

会社の機構は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年2月末日現在、166本であり、その純資産総額の合計は1,338,229百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	147本	1,238,907百万円
単位型株式投資信託	10本	65,870百万円
追加型公社債投資信託	1本	17,894百万円
単位型公社債投資信託	8本	15,558百万円
合計	166本	1,338,229百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第32期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、第33期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			5,702,490		5,826,632
2. 前払費用			64,158		62,441
3. 未収入金			1,771		77,488
4. 未収委託者報酬			822,206		733,185
5. 未収運用受託報酬			593,956		420,226
6. 未収法人税等			-		18,793
7. 未収消費税等			-		12,034
8. 繰延税金資産			128,819		191,089
9. その他			54		1,405
流動資産計			7,313,456		7,343,297
固定資産					
1. 有形固定資産			117,801		88,781
(1) 建物	2	67,878		58,355	
(2) 器具備品	2	49,026		29,529	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			104,006		80,722
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		99,689		76,269	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,454		1,590	
3. 投資その他の資産			1,389,889		876,271
(1) 投資有価証券		720,221		144,960	
(2) 関係会社株式		319,502		318,844	
(3) 長期差入保証金	1	158,597		143,783	
(4) 繰延税金資産		190,156		266,871	
(5) その他		1,411		1,811	
固定資産計			1,611,698		1,045,775
資産合計			8,925,154		8,389,072

区分	注記 番号	第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			284		12,858
2. 未払金			525,021		669,772
(1) 未払収益分配金		789		540	
(2) 未払償還金		9,304		5,658	
(3) 未払手数料		283,852		245,117	
(4) その他未払金	1	231,075		418,456	
3. 未払費用			498,064		337,012
4. 未払法人税等			55,292		-
5. 未払消費税等			59,362		-
6. 賞与引当金			199,021		134,660
7. 役員賞与引当金			2,700		5,200



流動負債計			1,339,746		1,159,502
固定負債					
1.退職給付引当金			367,274		404,084
2.役員退職慰労引当金			14,250		10,201
固定負債計			381,524		414,285
負債合計			1,721,270		1,573,787
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			1,100,000		1,100,000
2.資本剰余金					
(1)資本準備金		277,667		277,667	
資本剰余金合計			277,667		277,667
3.利益剰余金					
(1)利益準備金		175,000		175,000	
(2)その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,553,447		2,123,836	
利益剰余金合計			5,866,237		5,436,626
株主資本合計			7,243,905		6,814,294
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			40,021		990
評価・換算差額等合計			40,021		990
純資産合計			7,203,883		6,815,285
負債純資産合計			8,925,154		8,389,072

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第31期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第32期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1.委託者報酬			5,718,504		4,187,140
2.運用受託報酬			3,193,133		1,900,616
3.投資助言報酬			1,000		-
営業収益計			8,912,637		6,087,757
営業費用					
1.支払手数料			2,568,280		1,749,024
2.広告宣伝費			42,895		55,547
3.調査費			2,760,595		1,597,104
(1)調査費		27,093		24,037	
(2)委託調査費		2,299,896		1,164,314	
(3)情報機器関連費		431,197		406,930	
(4)図書費		2,407		1,821	
4.委託計算費			169,489		161,805
5.営業雑経費			154,850		137,838
(1)通信費		11,498		10,893	
(2)印刷費		94,041		87,970	
(3)協会費		8,776		12,198	
(4)諸会費		2,669		3,039	
(5)紹介手数料		37,864		23,737	

営業費用計		5,696,112	3,701,321
一般管理費			
1. 給料		1,606,305	1,544,084
(1) 役員報酬	64,551		64,286
(2) 給料・手当	1,460,271		1,408,099
(3) 賞与	81,482		71,698
2. 法定福利費		199,359	188,715
3. 退職金		1,911	9,512
4. 福利厚生費		4,367	3,948
5. 交際費		2,582	2,781
6. 旅費交通費		32,843	23,757
7. 事務委託費		93,175	85,086
8. 租税公課		20,151	15,322
9. 不動産賃借料		173,594	163,084
10. 退職給付費用		78,986	80,520
11. 役員退職慰労金		354	-
12. 役員退職慰労引当金繰入		11,500	4,951
13. 賞与引当金繰入		199,021	134,660
14. 役員賞与引当金繰入		2,700	5,200
15. 固定資産減価償却費		74,634	63,548
16. 諸経費		108,901	93,151
一般管理費計		2,610,390	2,418,323
営業利益または営業損失( )		606,135	31,887

区分	注記 番号	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			820		1,238
2. 受取利息			1,564		957
3. 時効成立分配金・償還金			5,230		3,857
4. その他			989		213
営業外収益計			8,604		6,267
営業外費用					
1. 為替差損			1,741		540
2. 雑損失			3,922		23,079
営業外費用計			5,664		23,619
経常利益または経常損失( )			609,075		49,239
特別利益					
1. 固定資産売却益	1		6		-
2. 投資有価証券売却益			250		12,266
特別利益計			256		12,266
特別損失					
1. 固定資産除却損	2		2,559		3,221
2. 投資有価証券売却損			681		102,971
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018		-
4. 子会社株式評価損			-		657
5. 希望退職関連費用			-		351,519
特別損失計			8,258		458,370

税引前当期純利益または税引前当期純損失（ ）		601,073	495,343
法人税、住民税及び事業税		232,710	72,967
法人税等調整額		19,507	167,048
当期純利益または当期純損失（ ）		348,855	255,328

### （３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

		第31期事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	第32期事業年度 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
<b>株主資本</b>			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
<b>その他利益剰余金</b>			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,204,592	2,553,447
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	-	174,282
	当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	429,610
当事業年度末残高	2,553,447	2,123,836	
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,517,382	5,866,237
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	-	174,282
	当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	429,610
当事業年度末残高	5,866,237	5,436,626	
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,895,050	7,243,905
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	-	174,282
	当期純利益または当期純損失（ ）	348,855	255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	429,610

		当事業年度末残高	7,243,905	6,814,294
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		当事業年度期首残高	-	40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純 額）	40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	40,021	41,012
		当事業年度末残高	40,021	990
評価・換算差額等合計		当事業年度期首残高	-	40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純 額）	40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	40,021	41,012
		当事業年度末残高	40,021	990
純資産合計		当事業年度期首残高	6,895,050	7,203,883
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	-	174,282
		当期純利益または当期 純損失（ ）	348,855	255,328
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純 額）	40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	308,833	388,598
		当事業年度末残高	7,203,883	6,815,285

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 追加情報

## 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 158,547千円 流動負債 その他未払金 187,782千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 66,573千円 器具備品 204,763千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円

## (損益計算書関係)

第31期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第32期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 6千円	
2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 877千円 ソフトウェア 1,682千円	2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第31期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

第32期事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	-
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	-
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	658,021	658,021	-
資産計	7,776,674	7,776,674	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(9,304)	(9,304)	-
未払手数料	(283,852)	(283,852)	-
その他未払金	(231,075)	(231,075)	-
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	-
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

## 負 債

## (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	158,597
合計	540,249

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超

預金	5,702,490	-	-
未収委託者報酬	822,206	-	-
未収運用受託報酬	593,956	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,118,653	100	-

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	-
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	-
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	82,760	82,760	-
資産計	7,062,804	7,062,804	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(540)	(540)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(245,117)	(245,117)	-
その他未払金	(418,456)	(418,456)	-
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	-
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

## 負 債

## (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,844
長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）



	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,826,632	-	-
未収委託者報酬	733,185	-	-
未収運用受託報酬	420,226	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	35,865	-
合計	6,980,044	35,865	-

## （有価証券関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	67,478
	小計	725,400	657,921	67,478
合計		725,500	658,021	67,478

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	643
	小計	13,664	13,020	643
合計		81,162	82,760	1,597

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

## 2. 退職給付債務に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)

(1) 退職給付債務	367,274千円	(1) 退職給付債務	404,084千円
(2) 退職給付引当金	367,274千円	(2) 退職給付引当金	404,084千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

## 3. 退職給付費用に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
退職給付費用	退職給付費用
勤務費用	勤務費用
確定拠出年金への掛金支払額	確定拠出年金への掛金支払額
退職給付費用	退職給付費用
66,556千円	69,258千円
12,430千円	11,262千円
78,986千円	80,520千円

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	第31期(平成23年3月31日現在)	第32期(平成24年3月31日現在)
	(単位:千円)	(単位:千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	80,981	51,184
未払事業税	13,006	-
未払社会保険料	10,769	7,129
貯蔵品	1,919	1,673
退職給付引当金	155,242	149,998
割増退職金	-	126,447
子会社株式評価損	1,304	1,376
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	102,879
減価償却超過額否認	7,457	5,826
繰越欠損金	10,322	32,137
その他有価証券評価差額金	27,457	-
その他	14,405	10,932
小計	434,663	489,585
評価性引当額	115,686	27,482
繰延税金資産計	318,976	462,102
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	-	607
未収事業税	-	3,535
繰延税金負債計	-	4,142
繰延税金資産の純額	318,976	457,960

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第31期(平成23年3月31日現在)	第32期(平成24年3月31日現在)
--------------------	--------------------

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付で、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

#### （資産除去債務関係）

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

第32期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

#### （セグメント情報等）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

第31期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

##### 1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

##### 1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	158,547

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	143,733

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社T &amp; Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,654.85円	1株当たり純資産額	6,295.87円
1株当たり当期純利益金額	322.26円	1株当たり当期純損失金額	235.86円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	348,855	当期純損失(千円)	255,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	348,855	普通株式に係る当期純損失(千円)	255,328
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)



## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,560,529
2. 前払費用			81,581
3. 未収入金			103,890
4. 未収委託者報酬			660,362
5. 未収運用受託報酬			397,372
6. 繰延税金資産			70,777
7. その他			52
流動資産計			6,874,567
固定資産			
1. 有形固定資産			90,547
(1) 建物	1	54,271	
(2) 器具備品	1	35,378	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			81,807
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		78,907	
(3) ソフトウェア仮勘定		37	
3. 投資その他の資産			920,905
(1) 投資有価証券		198,956	
(2) 関係会社株式		318,634	
(3) 長期差入保証金		143,114	
(4) 繰延税金資産		259,303	
(5) その他		896	
固定資産計			1,093,259
資産合計			7,967,827

区分	注記 番号	第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			60,960
2. 未払金			269,678
(1) 未払収益分配金		540	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		208,987	
(4) その他未払金		54,492	
3. 未払費用			303,471
4. 未払法人税等			5,560
5. 未払消費税等	2		14,651
6. 賞与引当金			71,308
7. 役員賞与引当金			8,000
流動負債計			733,631

固定負債			
1.退職給付引当金			359,319
2.役員退職慰労引当金			12,780
固定負債計			372,100
負債合計			1,105,731
(純資産の部)			
株主資本			
1.資本金			1,100,000
2.資本剰余金			277,667
(1)資本準備金		277,667	
3.利益剰余金			5,482,786
(1)利益準備金		175,000	
(2)その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,169,996	
株主資本合計			6,860,454
評価・換算差額等			
1.その他有価証券評価差額金			1,640
評価・換算差額等合計			1,640
純資産合計			6,862,095
負債純資産合計			7,967,827

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第33期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1.委託者報酬			1,903,672
2.運用受託報酬			810,362
営業収益計			2,714,034
営業費用			
1.支払手数料			782,601
2.広告宣伝費			758
3.調査費			632,626
(1)調査費		8,341	
(2)委託調査費		431,996	
(3)情報機器関連費		191,367	
(4)図書費		921	
4.委託計算費			79,524
5.営業雑経費			67,530
(1)通信費		5,115	
(2)印刷費		45,634	
(3)協会費		5,189	
(4)諸会費		1,542	
(5)紹介手数料		10,047	
営業費用計			1,563,041
一般管理費			
1.給料			662,025
(1)役員報酬		38,904	

(2) 給料・手当		609,668	
(3) 賞与		13,453	
2. 法定福利費			83,301
3. 退職金			11,523
4. 福利厚生費			1,467
5. 交際費			924
6. 旅費交通費			11,594
7. 事務委託費			39,799
8. 租税公課			7,164
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			31,566
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,579
12. 賞与引当金繰入			71,308
13. 役員賞与引当金繰入			8,000
14. 固定資産減価償却費	1		26,795
15. 諸経費			47,364
一般管理費計			1,085,209
営業利益			65,784

第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)			
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,054
2. 受取利息			532
3. その他			897
営業外収益計			2,483
営業外費用			
1. 為替差損			1,644
2. 雑損失			88
営業外費用計			1,733
経常利益			66,535
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			2,288
特別利益計			2,288
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			840
2. 子会社株式評価損			210
特別損失計			1,050
税引前中間純利益			67,773
法人税、住民税及び事業税			105,867
法人税等調整額			127,480
中間純利益			46,159

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-



	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,123,836
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	46,159
	当中間会計期間変動額合計	46,159
	当中間会計期間末残高	2,169,996
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,436,626
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	5,482,786
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,814,294
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	6,860,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額（純額）	650
	当中間会計期間末残高	1,640
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額	650
	当中間会計期間末残高	1,640
純資産合計	当事業年度期首残高	6,815,285
	当中間会計期間変動額	46,810
	当中間会計期間末残高	6,862,095

## 重要な会計方針

	第33期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	80,180千円
器具備品	230,731千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	12,192千円
無形固定資産	14,602千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

合計	1,082	-	-	1,082
----	-------	---	---	-------

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,560,529	5,560,529	-
(2) 未収入金	103,890	103,890	-
(3) 未収委託者報酬	660,362	660,362	-
(4) 未収運用受託報酬	397,372	397,372	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	136,756	136,756	-
資産計	6,858,911	6,858,911	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(540)	(540)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(208,987)	(208,987)	-
その他未払金	(54,492)	(54,492)	-
(2) 未払費用	(303,471)	(303,471)	-
負債計	(573,150)	(573,150)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,634
長期差入保証金	143,114
合計	523,949

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## （有価証券関係）

第33期中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	85,546	81,609	3,937
	小計	85,546	81,609	3,937
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	51,209	52,500	1,290
	小計	51,209	52,500	1,290
合計		136,756	134,109	2,646

## （資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

## （セグメント情報等）

第33期中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

## セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## （1株当たり情報）

第33期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	
1株当たり純資産額	6,339円11銭
1株当たり中間純利益金額	42円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	46,159
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	46,159
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

### 出資の状況

委託会社は、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc. （出資比率 100%）  
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc. （出資比率 100%）  
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

### 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成24年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
PWM日本証券株式会社	3,000	
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

### 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年9月末日現在、該当事項はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・目論見書の使用を開始する日
  - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
  - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
  - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
  - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。



## 独立監査人の監査報告書

平成25年4月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の平成24年2月16日から平成25年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の平成25年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年4月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の平成24年2月16日から平成25年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の平成25年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)   [次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月30日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)